

大正區々政概要

昭和十年



大阪市大正區役所



私奉公

柴伯

區政概要發行に就て

區は國家の有機的一單位である。區勢の進展は國家の隆昌を齎す。故に區に最も貢獻する者は即ち國家に最も貢獻する者である。

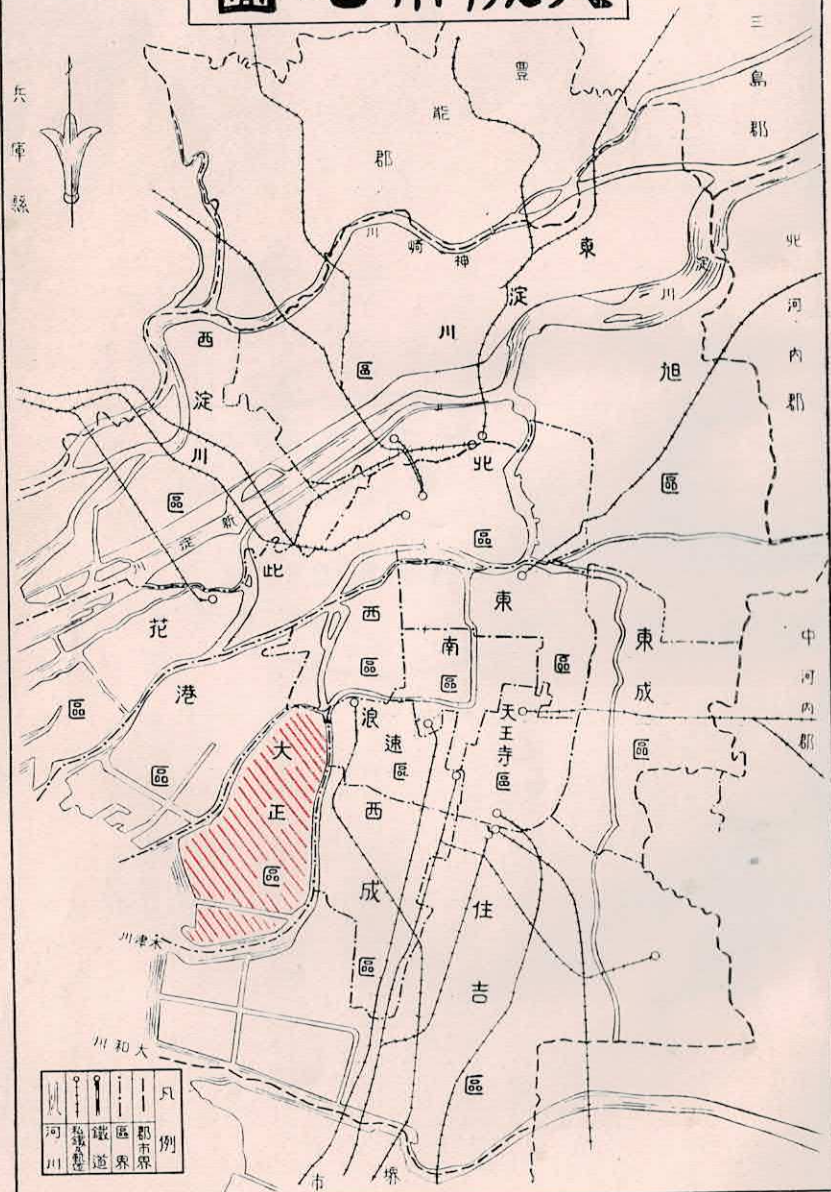
區勢の躍進の裏には區政の充實がある。新體制下、區政は「區役所のみでするもの」でなく「區民の盛り上る力」でなされるものである。

眞に區を知り、區政を理解する者こそ眞にその區の爲に盡し得る者である。

斯の意味に於て今回區政概要を廣く區民に配付することは洵に意義深いものと信ずる。

紀元二千六百一年、開闢以來の重大時局に際し區職員と區民とが眞に協力一致して大政翼賛、自治振興に邁進せん事を期して已まない。

兵
陣
懸



大阪市歌

一 高津の宮の昔より

代々の榮を重ね來て

民のかまどに立つ煙

賑ひまさる大阪市

二

難波の春の朝朗

生氣衝に漲りて

物皆動く産業の

力ぞ強き大阪市

三

東洋一の商工地

咲くや木の花魁けて

四方にかをりをおくるべき

務ぞ重き大阪市

愛國歌

銃は執らねど

一 振ふ槌鐵建設の

亞細亞の春が明けてゆく

瞬くひまも國のため

職場に強く生きようぞ

二

大空翔る飛行機も

日毎に積る竹筒の

魂こめた財へに

遠く戦地へ果立たうぞ

三

ちびた鉛筆拾ふのも

おもひはおなじ銃後の子

聖戦いかに續かうと

背負つて質素に勵まうぞ

四

朝露ふんで體操に

鍛へた身體奉公の

まこと捧げるよろこびと

感謝に汗も光らうぞ

五

勇士の家を護りつつ

銃は執らねど愛國の

心はわけて血に通ふ

隣保のつとめ果さうぞ

六

手をさしのべてうるはしく

結ぶ町會育てつつ

吾が家と思ふ大阪市

御國の華と咲かさうぞ



戦時市民の歌

大阪市撰定

一 雲亂れ飛ぶ大陸の

山河も揺ぐ戦闘に

正義一路のますらをが

命を花と散すとき

三百餘萬決然と

起てり力の大市民

二 春幾たびか回るとも

われらも長期建設に

結ぶ祖國のつはものだ

驕奢を虚榮をふるひ棄

心を鐵と鋳ひつつ

征くぞ嵐の大針路

三 晋すさまじく産業の

大都の鼓動打つところ

汗を感謝を滾せて

譽の自治に睦合ふ

うからやからの襷がけ

今ぞ勤勞總動員

四 水饒なる難波津の

誇は清きみをつくし

きのふ白衣の勇士らを

けふ出征の家々を

訪ねて贈る感激に

咲くぞ銃後の愛の花

五 あゝ錦城に陽はのほる

街も人も灼熱の

意氣に燃えつつ百年の

大計樹つるこの朝

興亞の鐘を撞鳴す

道は一つだ大市民

はしがき

一、本書は當大正區の區政概要を簡單に記述したものであるが何分匆卒且短時日に編纂した爲め資料の按配整理が充分でなく殊に豫算の關係で多數の原稿を割愛した事は甚だ遺憾である。

二、内容はこれを編纂の都合上、概説編、區政編に分ち前編には區勢の概況を、後編には區役所事務を概説した。尙兵事並に工業關係其他諸統計は時局柄一切省約した。

三、編輯に際し参考圖書並に關係各位の寄稿に負ふ所が甚だ多い。特に退職區長より「在職中の感想」を寄せられたることを深く感謝す。

四、附録の區内名譽職員録は、登載範圍並に登載順位共從來のそれと幾分内容を異にしてゐる。

編者

戦時市民の歌

大阪市撰定

一

雲亂れ飛ぶ大陸の

山河も揺ぐ戦闘に

正義一路のますらをが

命を花と散すとき

三百餘萬決然と

起てり力の大市民

二

春幾たびか回るとも

われらも長期建設に

結ぶ祖國のつはものだ

驕奢を虚榮をふるひ棄

心を鐵と鑄ひつつ

征くぞ風の大針路

三

音すさまじく産業の

大都の鼓動打つところ

汗を感謝を滾せて

譽の自治に睦み合ふ

うからやからの襷がけ

今ぞ勤勞總動員

四

水饑なる難波津の

誇は清きみをつくし

きのふ白衣の勇士らを

けふ出征の家々を

訪ねて贈る感激に

咲くぞ銃後の愛の花

五

あゝ錦城に陽はのほる

街も人も灼熱の

意氣に燃えつつ百年の

大計樹つるこの朝

興亞の鐘を撞鳴す

道は一つだ大市民

目次

『概説 編』

一、區の位置及地勢

1 概説……………一

二、沿革

1 三軒家……………一

2 木津、尻無二川間地帯の成因と開發……………四

3 大正區創設……………五

4 大風水害……………七

5 甦生の大正區……………八

6 戦時の大正區……………一〇

三、土地建物

1 廣袤及面積……………一三

2 民有地……………一三

3 自由空地……………一五

4 家屋……………一六

5 建物戸數面積……………一七

四、世帯、人口

1 人口靜態……………一八

事變後の世帯人口・人口密度・年齢別男女別人口及世帯

2 人口動態……………一九

婚姻離婚・現住人出生、死亡、自然増加……………一九

五、工業概説

六、交通

1 河川及運河……………二二

2 橋梁……………二三

3 渡船……………二三

4 市營路面電車……………二三

七、警察

1 警察機關……………二五

2 犯罪……………二六

3 經濟統制違反……………二六

4 火災……………二八

八、大正區名所巡り

降下煤塵に就て……………二九

『區政編』

一、區政に就て	元
1 區の變遷	元
2 時局と區政	四〇
二、大正區役所	四〇
1 區政日誌	四〇
2 歷代區長の言葉	四〇
3 區の機構と職員	四〇
4 區役所案内	四〇
三、納税	四〇
1 稅務事務概説	四〇
督勵・督促・滯納處分	四〇
2 納稅成績	四〇
四、教育	四〇
1 教育事務概説	四〇
2 學齡兒童	四〇
3 校園及學級	四〇
幼稚園・小學校・青年學校・工業學校・高等女學校	四〇
4 教育指針	四〇
神社	四〇
宗教	四〇
1 寺院	四〇
2 教會	四〇

五、兵事	六
1 兵事事務概説	六
2 壯丁教育程度	六
3 軍事援護一般	六
六、厚生	六
1 意義	六
2 厚生事務概説	六
3 社會施設一覽	六
4 衛生施設	六
下水道・塵芥汚泥處理場・火葬場	六
醫療機關・衛生組合・其他	六
七、各種團體	六
1 町會	六
町會の結成・町會の整備強化・隣組と常會	六
2 其他の團體	六
3 團體の整理	六
附記	六
一、官公署所在地及電話番号	六
願屆書期間一覽	六
附錄	六
區内名譽職員錄	六

概説

編

一、區の位置及地勢

1 概説

大正區は廣袤九・一七方軒にして大大阪の西部に位し、南は渺々たる大阪灣に臨み、東は木津川、西は尻無川、北に岩崎運河を以て圍繞され、内には貯米池、運河錯綜し、産業都大大阪の重工業地域としての條件を全く完備してゐると言へる。又大阪を「往古より難波と呼ばれ水陸交通の要衝に位する」といふのは全くこの區のことを指してゐるほど水に圍まれたところであり、自然大阪が難波といふ船着場から發達した歴史を如實に物語つてゐる。

土地は大平埋立地より成り、平坦低地にして新炭屋町のO.P.四・五米が市街最高地で、南へ漸次低くなり南恩加島町に於ては、海面高度實にO.P.〇・八米に下る。昭和九年の風水禍の最も甚大であつた原因は當區の地勢の然らしむるところで、平時の水面より約五米も高い大高潮の襲來に當面しては到底これを防ぐに途なく全土忽ち一面の泥海と化したのも當然なことであらう。

2 地盤沈下に就て

近來西大阪及び尼ヶ崎方面一帯の地盤沈下に就て市民の非常なる關心をそゝるうちに成つて來た。元來



本區は前述の如く低地に位し、人家、工場等稠密な關係から津波、高潮、強風等に對しては頗る不利なる條件の下に置かれてゐる。満潮時に僅の西風によつてさへ浸水騒ぎを演ずる様な状態であるから、此の沈下問題は水害後の區民の神經を痛く高ぶらせてゐるのも無理はないのである。以下災害科學研究所の報告を基礎として、大正區及其の附近の地盤沈下狀況に就て畧記してみる。

大阪市附近の地質は最下部より大阪基盤層、上町層、天満層、梅田層、表土の順序に掩はれて地盤沈下は表面に近い軟弱層の地下六百尺迄の收縮に基く現象で大地震とは何等關係がないのであるが、この沈下状態は、明治十八年頃より始つてゐるものゝ如く、昭和年代になつて急激となり、今日盛に沈下を續けてゐるのである。表層收縮の原因としては、地下水の使用過多による沈下が第一の原因とせられてゐるが、最近地盛り又は埋立をなしたる區域、又は工業地帯も可成りの沈下を示してゐる。要するに地盤沈下の原因は人爲的に起つたものであるから或る程度迄人爲的に輕減し得るといわれてゐる。近來工業の發達につれ地下水の使用は益々多くなりつゝあるを以て、國家的見地より見て、何等かの方法により、地下水使用の節減を計り、地盤沈下に對する重大問題を解決する必要に迫られてゐる。

西大阪地域沈下激甚區域の積算沈下量

所 名	最近五年間		五十三年間ノ推定	
	沈下量	百分比	總沈下量	百分比
大正區鶴濱通一丁目	※ 三九・七	五〇	一一二・〇	五〇
新千歲町交叉點	※ 二九・一	三七	八二・一	三七

此花區島屋町	※ 七九・六	一〇〇	二二四・八	一〇〇
恩貴島北町	七八・五	九九	二二一・四	九八
西島町	七一・一	八九	二〇〇・五	八九
秀野町	七一・七	九〇	二〇二・九	九〇
春日出町	六七・二	八四	一八九・五	八四
秀野町	七二・一	九一	二〇三・三	九〇
港區六條通り	六六・五	八四	一八七・五	八三
八幡屋龜町	六七・一	八四	一八九・二	八四
兵庫縣尼崎市	※ 五五・八	七〇	一五七・四	七〇
尼崎市	※ 五九・五	七五	一六七・八	七五
西淀川區百島町	※ 六四・二	八一	一八一・〇	八一
港區三條通四丁目	※ 六〇・二	七六	一六九・八	七六
八幡屋錦町	※ 五七・一	七二	一六一・〇	七二
西淀川區海老江中二丁目	※ 五九・七	七五	一六八・四	七五

備考

※印は五年間の實測

無印は最近四ヶ年の實測を基とし五年間の推定値

最近五ヶ年間の沈下量及五十三年間の推定總沈下量は、右表によれば此花區島屋町の百に對する大正區鶴濱通一丁目は五〇、同新千歲町交叉點に於ては三七である。此れによつてみると大正區に於ける沈下量

本區は前述の如く低地に位し、人家、工場等稠密な關係から津波、高潮、強風等に對しては頗る不利なる條件の下に置かれてゐる。満潮時に僅の西風によつてさへ浸水騒ぎを演ずる様な状態であるから、此の沈下問題は水害後の區民の神經を痛く高ぶらせてゐるのも無理はないのである。以下災害科學研究所の報告を基礎として、大正區及其の附近の地盤沈下狀況に就て畧記してゐる。

大阪市附近の地質は最下部より大阪基盤層、上町層、天満層、梅田層、表土の順序に掩はれて地盤沈下は表面に近い軟弱層の地下六百尺迄の收縮に基く現象で大地震とは何等關係がないのであるが、この沈下状態は、明治十八年頃より始つてゐるものゝ如く、昭和年代になつて急激となり、今日盛に沈下を續けてゐるのである。表層收縮の原因としては、地下水の使用過多による沈下が第一の原因とせられてゐるが、最近地盛り又は埋立をなしたる區域、又は工業地帯も可成りの沈下を示してゐる。要するに地盤沈下の原因は人爲的に起つたものであるから或る程度迄人爲的に輕減し得るといわれてゐる。近來工業の發達につれ地下水の使用は益々多くなりつゝあるを以て、國家的見地より見て、何等かの方法により、地下水使用の節減を計り、地盤沈下に對する重大問題を解決する必要に迫られてゐる。

西大阪地域沈下激甚區域の積算沈下量

所 名	最近五年間		五十三年間ノ推定	
	沈下量	百分比	總沈下量	百分比
大正區鶴濱通一丁目	※ 三九・七	五〇	一一二・〇	五〇
新千歲町交叉點	※ 二九・一	三七	八二・一	三七

此花區島屋町	※ 七九・六	一〇〇	二二四・八	一〇〇
恩貴島北町	七八・五	九九	二二一・四	九八
西島町	七一・一	八九	二〇〇・五	八九
秀野町	七一・七	九〇	二〇二・九	九〇
春日出町	六七・二	八四	一八九・五	八四
秀野町	七二・一	九一	二〇三・三	九〇
港區六條通り	六六・五	八四	一八七・五	八三
八幡屋龜町	六七・一	八四	一八九・二	八四
兵庫縣尼崎市	五五・八	七〇	一五七・四	七〇
尼崎市	五九・五	七五	一六七・八	七五
西淀川區百島町	※ 六四・二	八一	一八一・〇	八一
港區三條通四丁目	※ 六〇・二	七六	一六九・八	七六
八幡屋錦町	※ 五七・一	七二	一六一・〇	七二
西淀川區海老江中二丁目	※ 五九・七	七五	一六八・四	七五

備考

※印は五年間の實測

無印は最近四ヶ年の實測を基とし五年間の推定値

最近五ヶ年間の沈下量及五十三年間の推定總沈下量は、右表によれば此花區島屋町の百に對する大正區鶴濱通一丁目は五〇、同新千歲町交叉點に於ては三七である。此れによつてみると大正區に於ける沈下量

は他所に比し緩慢である。然し沈下が永續するものとせば、襲來する高潮の高さは同じであつても、其の慘害はより大きくなるのが當然であるから、此の際防波堤、防潮壁、及下水設備の完備と併て區民の一大避難所の計畫こそ刻下の一大急務であることを痛感し當局では、取敢へず浸水防止を目的とした大防潮事業が起され、沿岸一帯要衝に大樋門を設け、自動扇の下水管が設置される等、近代科學を以て自然と抗爭すべく大工事が着々行はれてゐるのである。沿岸住民は此等工事の完成を待望してゐる。

一、沿 革

1 三 軒 家

此地は攝津國西成郡に屬し、古くは姫島（日女島と言ふ）と稱し、又は葭島とも三軒屋とも言ひ、慶長以來、勘助島と言ひ又三軒家村と號し、明治維新以後は三軒家村となり、次で大阪市に編入して三軒家上之町―三軒家下之町と改め、更に大正三年五月町名を改稱せらる。（現在）

此地を三軒家と呼べるは、昔時所々葦叢生ひ茂り磯打つ波のうら淋しく、唯姫島明神と稱し天一根命を祀れる一小祠と、元和年間難波村の漁夫助右衛門ほか二名が住んでゐた三軒の茅屋建ちならびしかば、誰が名附くともなく、をのづから言ひならはせるものにて、此海邊を三軒屋浦と云へり。

然して中村勘助當地開發後は内、田畝開け、沿岸は船舶の碇繋に至便なるを以て、元和五年九月には既に町家建揃ひ繁昌せり。

加之當地沿岸一帯には防風林として、櫨の並樹を植へられしを以て、春より夏はその葉生ひ茂り一たび

金風吹き來るや樹々錦織りなし、その色海水に映じ、風景殊の外清麗なるに依り、浪速の浦の櫨紅葉としてその名高く大阪市内よりの觀客常に賑はへりといふ。その後歲月の進むと共に土地發展し、茲に

勘助島上之町、同仲之町、同下之町、同宮前町、同天満屋敷、三軒屋村、三軒屋町等

漸次開發すると雖も、交通は總て舟便に依らざるを得ざれば能はざりしに元祿年間に至り、西に、泉尾新田開發され、續いて寶暦年間西北に前田屋新田開發し、更に安永年間北方岩崎新田の開發によりて、寺島（現在松島町）に通じ、南は上田新田、千島新田、今木新田の開發とに依り難波島に通ずるに至るも尙ほ大阪市内との交通は一渡舟の便に依るの外無かりしを――明治二十三年の頃より土地の發展急激に著しく人家普ねく建ち並び、商工軒を並べて一の新市街を形成し、次で大正の御代となりて、北方岩崎町、前田屋町の一部を開掘し、木津、尻無の二川を貫通して架するに大正、岩崎、岩松の三橋を以てし、加之市電の開通と相俟ち、二川亦大阪の内港として船舶の輻輳繁く、沿岸には幾多の大工場が出現して今や大阪屈指の工業地帯として、生産都市に異彩を放ちつゝあり。

2 木津・尻無二川間地帯の成因と開發

大阪市西南沿海は、淀川三角洲の自然的沈積に人爲的開發を加へて、沈積洲渚の地から新田へと發達したもので、淀川支流の木津・尻無二川の兩流域により瀉生せる泥砂の沈澱堆積し、寄洲を生じ、之に人工を加へ、堤防を築き、波浪の浸入を防ぎ、以て耕地を生じ、その地先に亦洲を生じ、之に加工し開いて遂に廣茫たる新田を成すに至つたもので有る。斯くして生成された新田は次の如くに開發された。

新田名稱	開發年代	開發人	石高	現在
泉屋新田	元祿十二年	北村六右衛門	七〇三・五八四	泉屋一帯
炭屋新田	寶曆十三年	炭屋三郎兵衛	二五・一七〇	新炭屋町
千島新田	安永元年同八年	岡島嘉平次	一四一・七三七	千島町
今木新田	明和七年、安永二年	岡島嘉平次	六四・五一三	今木町
平尾新田	明和八年	平尾與右衛門	五一・八七九	平尾町
中口新田	安永元年	中口勘右衛門	二六・〇三〇	中口町
岩崎新田	安永二年	葭屋仁右衛門	一七・八三八	岩崎町
上田新田	安永三年	上田傳兵衛	三・四六八	三軒家一部
南恩加島新田	文政十二年、天保四年、 七年、十四年、弘化二年、 慶應元年、明治四年	岡島嘉平次	二三二・二九七	南恩加島町
北恩加島新田	天保二年	岡島嘉平次	九二・〇四五	北恩加島町
小林新田	天保三年	岡島嘉平次	三二・二八八	小林町
岡田新田	天保三年	岡島嘉平次	七五・八九六	小林町
千歳新田	弘化二年	木下延太郎	一七七・九八五	新千歳町

「大阪築港埋立地」

安治川、木津川間地帯に發展せる此等新田は勿論大繩地を地先に有して次の新田開發への時を待ち明治

の世となつたが、河海の交通は年々頻繁で、近代式築港の議は識者間に唱道され、遂に河口埋没の禍根を絶つべき淀川改修計畫の確定と相俟つて、明治三十年大阪市は國庫補助の下に築港工事に着手する事となつた。工事概要は次の如くである。

名	稱	面積	起工	竣工	摘要
船	町	二三二・八九三・九一〇	明治三八・八年	明治四〇・一二	木津川及木津川運河間
鶴	町	七二・二五一・〇九〇	明治三八・八年	明治四〇・一二	船町の大部
南恩加島	町	五九・六一九・八七〇	明治四一・四年	明治四四・三	鶴町の南部
木津川右岸	町	八九・一一三・三〇〇	明治四二・一〇	大正一二・八	南恩加島町より平尾町に至る木津川沿岸
鶴	町	二七九・三六六・〇〇〇	明治四三・八年	大正三・一〇	鶴町の大部
船	町	四四・三九四・二八〇	大正二・八年	大正五・三	船町の東部
船	町	五・二七一・六九〇	大正一三・六年	大正一五・五	船町木津川沿岸

3 大正區創設

斯くして木津、尻無二川間地帯は、幾多の先覺の開發によりて、海へ！南へ！と即ち海が洲となり、新田となり、新田が村となりて、生々保育の軌道を通りて、農村の經濟生活から大阪市近代の都市的發展の裡に包含されるやうになり、明治三十年四月一日大阪市に編入され、又大阪港の築港計畫の内に入つて全く商工業都市の經濟生活に推移し、都市計畫に於ては、工業地域となり、全く劃期的發展をなすに至

つた。南港埋立地の進展は大阪灣を侵略的に蠶食して地の大をなし、内には港灣の整備に伴ひて、尻無川の改修―木津川の浚渫、加之木津川運河―大正運河―岩崎運河の開鑿、更に明治四十三年大正橋の架橋運動起り、大正四年遂に有名な大正橋の竣工によつて、この地方面に大なる進展をもたらしたものである。これと前後して、鶴町方面―三五二、〇〇七坪、船町方面―三〇八、一〇二坪が生れ出で、大正八年三月には、鶴町―船町―福町等の町名も制定せられた。而して、明治三十年大阪市に合併、西區に編入せられたる本地域は再び大正十四年四月市域擴張により四區を一躍十三區となすに際し、舊西區より分割の上港區の設置を見、次で昭和二年四月、大阪市學制統一に伴ひて學區聯合を廢止せられ、昭和七年四月一日尻無川及木津川を以て劃する舊三軒家及泉尾聯合を以て港區役所出張所區域とせられ、更に昭和七年十月一日行政區劃變更に依り現在の『大正區』が開設せられたのである。尙大正區なる區名は他に「泉尾區」「昭和區」等ありたるも、大正橋が本地域の發展を促進せしめたと云ふので此の橋にちなんで附けたのである。開設當時の管内の戸數は、約二萬、人口十萬餘、會社二百餘、大小工場千三百（製材、造船、鐵工其他各種工業）ありて、水陸運輸の便益と廣汎なる地域とは、工場地帶として益々發展膨脹の勢を示してゐた。

4 大風 水害

風水害（昭和九年）當時本區は人口一一八、五〇〇（男六五、九〇〇 女五二、六〇〇）世帯二七、〇〇〇人口密度一方軒に付一二、九二二人にして、毎年急激なる増加を示し、一方工業方面に於て重要な地位を占め、金屬工業、機械器具、化學工業、製材、木材等最も盛にして、生産額一億五千四百二十三

萬五千圓にして、實に全市各區の首位を爭ふ状態であつた。斯くして新生大正區は大大正區として異常なる發展を示しつゝある時、時恰も昭和九年九月二十一日午前七時突如として未曾有の颱風が襲ひ來つたのである。風速實に六十秒米以上の記録を示現した。屋根瓦は木の葉の如く飛散し樹が地上部より捻ぢ切られる程の驚異さであり、加ふるに高潮襲來して一層慘禍を大ならしめた。この日午前五時頃、強度の颱風は室戸岬附近にあり、紀伊水道では偏南風が強く、太平洋の海水は盛んに内海に吹き送られ、瀬戸内海の海水も西寄りの風に押されて東に流れようとす、大阪灣附近の水位は未明から次第に上昇し初めた。その中、颱風が大阪灣附近にあつて、前後一時間乃至二時間、大阪灣では更に強烈な風が吹いたので、午前八時頃から水位は急騰して襲來し、甚大の被害を惹起せしめたのである。我が大正區は南に大阪灣、西に尻無川、東に木津川を控へた一帯の低地である爲にこの暴虐なる高潮の浸水を蒙らぬ個所は殆んどなかつたのである。就中尻無川と木津川とに囲まれし方面は、鶴濱通から木津川沿ひの一帯、木津川運河を隔て、一孤島を形成してゐる船町方面の慘禍は激甚にして、而かも災害後數日に亘るも減水を見ぬ有様であつた小林町、千島町方面の材木街では、貯木場の氾濫により、約五百の木材商店が悉く現木を流失して是等の巨材は激流に押されて家屋に衝突し、多數の家屋が倒壊の悲惨事を演出して幾多の人命を奪ひ重輕傷者を出した。其被害の大略を記さんに、

大正區内に於ける

死亡 一〇九名

行方不明 二名

重傷 四十一名

輕傷 五六名

流失家屋

六七戸

全壊家屋	一一二戸
半壊家屋	四五八戸
床上浸水	一九、一四七戸
船舶罹災	

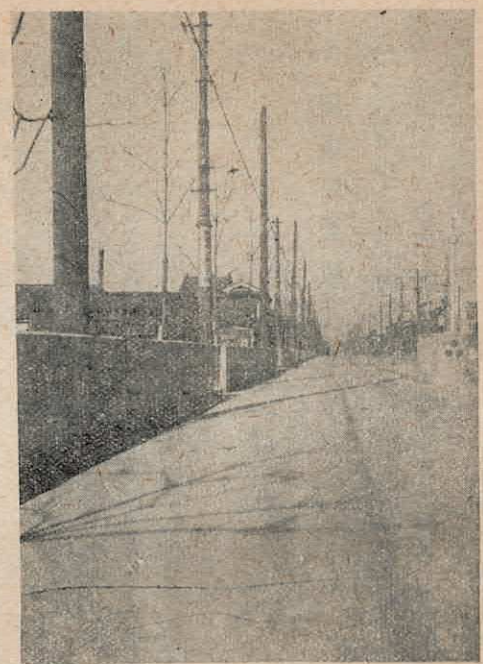
全壊（二七隻）	流失（一〇隻）	沈没（八二隻）	半壊（五八隻）
---------	---------	---------	---------

等が大體であるが、中にも校舍倒壊して數多の兒童が下敷となり、悲慘の死を遂げたのは慘中の慘なるものであつた。

5 甦生の大正區

人の怨か、天の戒か、さしに叩きのめされた西大阪一帯は、流石にねばり強い關西人によつて、先づ復興の斧は大きく振り上げられた。大規模な復舊豫算が計上され、港灣設備の復舊、學校の建設、浸水地區の汚泥塵芥の處理其他保健施設の復舊、住宅の復舊等々と全力が注がれた。民間に於ても各自被害の善後策に懸命の努力がなされ、文字通官民協力の實を挙げ、災害後數ヶ月にして復興成つたのである。斯くして苦き試練をなめた大正區は、諸般の施設の完備と共に以前に優る産業區として進展を續けたのである。尙昭和十一年五月大船橋、同十二年六月大浪橋竣工し當區の發展に拍車をかけたのである。

斯くして大正區の復興成つたとはいへ何といつても大正區が痛の一つは浸水により蒙む被害である。大風水禍以來毎年數次の高潮浸水に依る被害は産業都市大大阪が誇る重工業生産地區である當大正區の飛躍を阻害する因由ともなり雨の日、風の日區民が受くる恐怖は實に言語に絶するものがあつた。



(防 潮 壁)

若しこの儘放任するの時は大正區が將來發展する上に由々しき事態を惹起することは火をみるよりも明かであつて、この禍根を斐除するの途は何をおいても水防對策の樹立に俟つの外はなかつたのである。今日大正區が戰時下に於て全機能を發揮して高度國防國策に順應し十四萬區民が安住の居として銃後の固めを護り續けつゝあるは一に水防施設の近く完成さるゝを期待する有りの儘の姿である。目下本市に於ても着々水防工事の完成を急ぎつゝあつて既に完成を見たるものも少くない。

この水防施設が具體化する迄には五年餘の長きに亘つて區民の熱烈なる水害防止對策の叫びと之に呼應して昭和十年九月に急速結成したる三泉水防期成同盟會及昭和十二年十二月之を改組し新に大正區を一丸とする大正區水防期成同盟會の創立によつて愈々水防對策の實現に猛運動を續け來たつた結果によるものであつて、同會が水防對策として實現を期してゐるものに恒久的なるものとしては「樋門の急設」、「下水工事の完備」、應急的なものとしては「河川護岸工事」、「水防壁の増設」等である。今日迄着手したる水防

工事として「尻無川南岸線水害防止工事」、「北泉尾縦貫線水害防止工事」、「三軒家濱通線水害防止工事」等が完成し、更に泉尾橋、紅葉橋、恩加島橋、千歳橋、新千歳二ヶ所、昌運橋、落合橋、千島大橋の九ヶ所には防潮樋門を施設し既に完成したるもの數ヶ所あり目下工事に着手しつつあるものも近く竣工の運びとなつてゐるのである。

6 戦時の大正區

昭和十二年支那事變勃發するや、戦時日本の一大使命を背負ふ我が大正區の躍進振りは驚くべきものがある。今街を俯瞰するに大小無數の煙突が立錐の餘地なく立ち並び、それから吐き出す煤煙を以て、眞暗に空を蔽ひつくす光景を見れば成程と頷かれるであらう。工場は次々に新設され、油に汚れた職工の大群は大正區へへと流れて行く。茲に最も力強く躍進日本、大東亞の建設譜が奏でられてゐるのである。

三、土地 建物

1 廣袤及面積

大正區廣袤九・一七方軒（東西二・九軒、南北四・七八軒）にして、極東、今木町一丁目木津川流心、極西、船町海岸、極南、船町木津川灣曲流心、極北、木津川岩崎運河分流點である。この面積は大阪市の二十分の一に相當する。

2 民 有 地

昭和十四年一月一日現在稅務署調査に係る本區民有租地は、四六〇・八二ヘクタールにして本區總面積の約半分に當り、一ヶ年間の賃賃價格三、〇三一・七九六圓、地租一一五、二〇八圓である。同じく民有無租地は二九三・三七ヘクタールにして本區總面積の三二%に相當する。之を地目別に累年比較を示すと次表の如くである。

民 有 々 租 地 一 月 一 日

年 度	總 計		農 地		宅 地		田 地		畑 地			
	面 積	賃 賃 格	面 積	賃 賃 格	面 積	賃 賃 格	面 積	賃 賃 格	面 積	賃 賃 格		
昭和11年	461,472	2,682,151	101,922	2,200,662	2,458,506	93,123	63,36	20,989	798	92,36	22,719	863
同 12年	460,762	2,674,623	101,636	2,201,132	2,450,905	92,138	63,36	20,989	798	92,36	22,719	863
同 13年	460,392	2,981,968	113,315	2,290,022	2,746,421	104,364	63,36	20,989	798	92,36	22,719	863
同 14年	460,823	3,031,796	115,308	2,223,912	2,798,347	106,337	63,29	20,962	797	91,11	22,368	850
大阪市合計 昭和14年度	11,971,24	102,667,720	3,901,375	6,234,78	100,854,097	3,832,455	3,596,72	966,145	36,715	1,222,02	275,564	10,472
年 度	山 林		原 野		池 沼		雑 種					
	面 積	賃 賃 格	面 積	賃 賃 格	面 積	賃 賃 格	面 積	賃 賃 格				
昭和11年	55,13	4,445	169	168	—	—	29,86	175,492	6,069			
同 12年	—	—	54,95	4,430	—	—	29,86	175,492	6,069			

昭和13年	—	—	—	54.74	4,14	168	—	—	29.91	187,425	7,122	
同 14年	—	—	—	52.89	4,265	162	—	—	29.61	185,854	7,062	
(大阪府合計) 昭和14年度	17.36	2,085	79	511.13	39,019	1,484	92.65	7,309	296	246.54	523,001	19,874

民有無租地 1月1日

単位 ヘクタール

年 度	總 數	學 校 用 地	府縣社 鄉 村 地	墳 墓 地	川 路	堤 岸	井 溝	軌 道 用 地	水 道 用 地	道 路	其 他	無 租 地	年 期 地	租 成 地
昭和11年	292.81	4.67	0.16	0.13	14.50	7.09	1.01	1.56	0.63	39.62	2.22	230.84	0.38	0.38
同 12年	293.49	4.67	0.16	0.13	14.50	7.09	1.01	1.56	0.63	39.59	2.23	230.84	0.38	0.38
同 13年	293.74	4.67	0.16	0.13	14.50	7.09	1.01	1.56	0.63	39.60	2.14	230.88	0.38	0.38
同 14年	293.37	5.81	0.16	0.13	14.50	7.09	0.99	—	0.63	39.66	3.14	230.88	0.38	0.38

土地所有者

昭和十四年一月一日現在に於ける有租地を所有者別に見ると、市内一人、三〇四人、面積四二八・〇二ヘクタール、賃賃價格二、六五八、一〇八圓にして、九〇%以上は市内人が所有してゐる。今所有狀態を地目別に累年比較すると次表の如くである。

土地（有租地）所有者 1月1日

年 度	總 數			宅 地				
	面 積	賃 貸 價 格	人 員	一 人 平 均 所 有 面 積	面 積	賃 貸 價 格	人 員	一 人 平 均 所 有 面 積
昭 和 1 1 年	~ ^{ヘクタール} 442.97	2,632,055 ^円	1,284	34.5	~ ^{ヘクタール} 246.34	2,112,834 ^円	1,116	~ ^{ヘクタール} 19.4
同 1 2 年	461.83	2,674,623	1,370	33.7	230.19	2,450,985	1,192	18.5
同 1 3 年	460.38	2,673,099	1,421	32.4	220.02	2,449,810	1,211	18.2
同 1 4 年	458.00	2,966,315	1,424	32.2	218.80	2,733,033	1,241	17.6
(大阪府合計)昭和14年	11,921.53	101,231,324	69,597	17.1	5,983.29	99,437,183	51,813	11.5
年 度	畑			其 他				
	面 積	賃 貸 價 格	人 員	一 人 平 均 所 有 面 積	面 積	賃 貸 價 格	人 員	一 人 平 均 所 有 面 積
昭 和 1 1 年	~ ^{ヘクタール} 140.02	39,930 ^円	85	164.7	~ ^{ヘクタール} 86.61	179,291 ^円	83	~ ^{ヘクタール} 104.4
同 1 2 年	155.73	43,708	92	169.3	85.91	179,920	86	99.9
同 1 3 年	155.72	43,709	118	132.0	84.64	179,580	92	92.0
同 1 4 年	155.08	43,513	134	115.7	84.12	189,769	49	171.7
(大阪府合計)昭和14年	5,088.03	1,348,989	15,988	31.8	850.21	495,762	1,796	47.3

3 自由空地

本區の自由空地としては僅かに、鶴町公園の八五・六アールを有するのみで、人口一萬に付六アールである。昭和十四年一月一日現在の大阪市人口一萬人に對する空地の割合は四四アールで本區の割合は非常

に少い。戦時下工業地帯たる本區がより以上の空地を保有することは區民の防空、保健、衛生上絶対に必要であるとされてゐる。

4 家 屋

最近本市に於て住宅拂底の聲が高く、住宅難は深刻なる社會問題の一として採り上げられてきた。殊に本區に於ては工業地帯たる關係上事變動發と共に急激に多數の勞働者が流入したため、著しく住宅拂底を見、その上物資統制による建築資材の入手難並に建築勞務者の不足等による建築費の高騰のため住宅の供給がこれに伴はないことがこれに拍車をかけて深刻な住宅難に襲はれたのである。

今大阪市社會部が昭和十五年一月厚生省の委嘱に依つて行つた住宅調査の結果をみると次表の如く大正區は最も空家率は少く殆んど皆無とも謂へるのである。

市内に於ける區別中、小住宅空家率

空家率	空家數	貸家數	北此花東西港大正天王寺南浪速川西淀川東淀川東成旭住吉西成合計
0.55	32	5,872	
0.21	9	4,401	
0.52	16	3,103	
0.08	3	2,796	
0.36	23	6,377	
0.07	4	5,667	
0.40	18	4,513	
0.26	12	4,662	
0.47	26	5,574	
0.34	17	4,983	
0.63	22	3,477	
1.30	51	3,920	
0.80	18	2,263	
0.48	17	3,516	
0.30	12	3,986	
0.42	280	66,110	

右表の様な狀態であるから當然居住狀態の惡化を誘致し、甚しい密住狀態を示してゐる。

現在この股賑産業地帯に於て勤務が各晝夜、別々なりと謂ひながら六疊に四—六人、八疊に七—十人と謂ふ程度の過群生活を爲してゐることはさして珍らしいことではないのである。

今や、國をあけての總力戦であり、これがためには何を措いても先づ生産力の擴充を圖ることが刻下の急務であるに拘らず、斯くの如く住宅拂底の結果は勞務者に過群生活を餘儀なくせしめてゐる現狀であり就中股賑産業地帯たる本區に於て特にその傾向が顯著になりつゝあることは憂ふべき現象と謂はねばならぬ。これをこのまゝ放置するときには勞務者の體力の低下、能率の減少はもとより、延いては精神的にも非常な悪影響を及ぼすに至ることは論を俟たぬところである。かくては生産力擴充計畫はもとより、如何なる重要國策の圓滿なる遂行も不可能に陥ると謂ふも敢へて過言でなからう。

5 建物戸數面積

(四月一日現在)

年 度	棟 數	戸 數	延 面 積	一戸ニ對スル延 面 積	一戸ニ對スル一ヶ月賃貸價格	一戸ニ對スル一ヶ月賃貸價格
昭和 11 年	13,099	21,502	20,087	0.934	165	165
同 12 年	13,469	21,587	20,765	0.962	170	170
同 13 年	13,734	22,380	21,674	0.968	171	171
同 14 年	14,082	22,747	22,581	0.993	176	176

四、世帯人口

1 人口静態

「事變後の世帯人口」

支那事變に伴ふ生産力擴充、特に軍需産業の殷賑に依る人口の流入によつて著しく増加してゐる。次に事變後の推計人口を累年比較する。

年 度	世帯人口	世帯数		人		口 計
		男	女	男	女	
昭和十二年	三〇、七〇〇	八一、〇〇〇	六一、二〇〇	一四二、八〇〇		
昭和十三年	三一、八〇〇	八五、一〇〇	六三、四〇〇	一四八、五〇〇		
昭和十四年	三二、六〇〇	八七、五〇〇	六四、八〇〇	一五二、三〇〇		

「人口密度」

昭和十四年十月一日現在の本區人口密度は一方軒に付一六、六〇九人で本區は貯木場、運河等水上面積が多いため市中心部に比し疎である。

「年齢別男女別人口及世帯」

昭和十五年五月大阪市が戦時下市政運営上喫緊の資料たらしむべく全國に懇けて行つた市民調査は、本市常住人口を對象としたもので調査の結果本區總世帯數二八、五四三世帯、人口一三五、五三一人にして

男が女より一一、八五九人、總數の八・六％も多いのは本區が工業地帯たる關係からである。又十五歳から五十九歳迄の所謂生産年齢人口は八九、六一八人を數へ六十六％の多數を占めて居る事は、生産業區として力強い感じを與へてゐる。

2 人口動態

「婚姻離婚」

昭和十五年中に於ける本區の婚姻届出件數は一、三三七件で、支那事變直後に於て届出件數急増し、累年の定型を破りたるも、その翌年より激減し、昭和十五年に至つて再び常態に復したものとみられる。尙昭和十五年中の離婚届出件數は一二二件である。

婚姻離婚届出件數

種 別	年 度					
	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	
婚 姻	一、〇四八	一、三五五	一、〇九五	一、〇五九	一、三三七	
離 婚	九四	九二	九三	一〇八	一一二	

「現住人出生死亡自然増加」

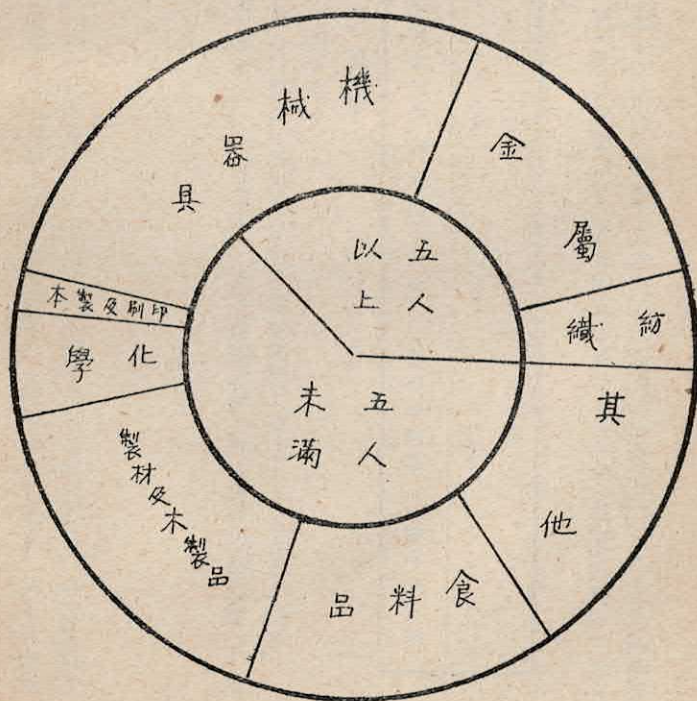
昭和十三年中本區現住人の出生は三、五二七人で死亡一、九九四人であるからその自然増加は一、五三三人で、昭和十二年に比し四八一人の大減少である。時局下人的資源の確保の必要を痛感せられる折柄憂慮すべき現象と言ふべきである。

五、工業概説

事變下五年、戰時體制はいよ／＼強化し、戰爭遂行に必要な物資獲得の爲、産業界に所謂重點主義が採用された結果、重工業及化學工業が「殷賑産業」として繁榮した反面、平和産業は原料材料の入手難、其他種々の經濟的理由に依り次第に後退して來てゐる。

殊に本區は重工業地帯として非常なる躍進を示し戰時下日本建設大東亞の大きな役割を演じてゐるのであるが、時局柄此の大正區の生命たる工業を詳細に記述出來ないのは甚だ遺憾である。

職工數 事業別 工場比較



二〇

六、交通

1 河川及運河

河川は大阪市の生命線とも言ふべきもので、之を連絡する縦横に開鑿された運河と相俟つて市内水上運輸交通の上に重要な役割を演じ、特に我大正區は木材の集散地として、又重工業の殷賑地帯として、水運の利用は極度に開發せられてゐる。

「木津川」(河川法適用)

右岸、川口町昭和橋―左岸、土佐堀通五丁目より大阪灣に至る延長八、六五七米

「尻無川」(河川法適用)

右岸、梅本町―左岸、仲之町一丁目より大阪灣に至る延長四、七九七米

「福町入堀川」

右岸―左岸共福町二丁目より千歳堀川に至る延長一、〇五四米

「岩崎運河」

右岸、松島町三丁目―左岸三軒家濱通一丁目より尻無川に從屬し延長五一・八米

「木津川運河」

右岸、船町―左岸、南恩加島町より大阪灣に至る延長一、八三二米

「千 歳 運 河」

右岸、鶴濱通三丁目―左岸新千歳町より木津川運河に至る延長一、九〇八米

「大 正 運 河」

右岸―左岸共千島町より尻無川に注ぐ延長一、九八三米

2 橋 梁

「大 船 橋」

船町に木津川運河を横切つて造られたロール式可動橋で、昭和十一年五月竣工したものである。

「大 正 橋」

三軒家濱通一丁目、木津川に架けられた大正區開發の偉勳者とも言ふべき名橋で大正四年竣工したものである。

「大 浪 橋」

昭和十二年に大正橋通の交通量緩和のため、新街路計畫によつて、大正區より浪速區に木津川を横切つて架けられたものである。

「岩 松 橋」

大正區より西區へ架設。

「岩 崎 橋」

大正區より港區に架設。

其他 材木橋、紡績大橋、恩加島橋、紅葉橋、泉尾橋、大運橋、新千歳橋、千林橋、小林大橋、千歳大橋等々、尙貯木場、入堀等無數の架橋あるも略す。

3 渡 船

本區は河川に圍まれてゐる關係から現在の橋梁を以てしては到底交通の徹底を期し難く、已むを得ず渡船によつて補充してゐる譯であるが、一朝有事の際區民の避難には實に寒心に耐えぬものがある一時も早く河底トンネル又は架橋の設備を區民は待望してゐる。

渡 船 場 名			
(木津川筋)			
今 難	木 波	渡 島	渡 木
落 合	上 合	ノ 下	渡 松
落 千	本 本	渡 町	渡 渡
(尻無川筋)			
樫 中	渡 渡	渡 衛	渡 兵
甚 甚	渡 渡	渡 崎	渡 濱
福 福	渡 渡	渡 渡	渡 渡

4 市營路面電車

「路 線」

區 間

開 通 年 月 日

- 一、大 正 區 間 橋 ― 永 樂 橋 ― 木津川運河 大正五年八月四日
- 一、永 樂 橋 ― 木津川運河 大正七年十二月二十六日

一、大 運 橋―鶴町四丁目 大正九年十二月二十八日
 一、鶴町四丁目―小 林 町 大正十一年五月十三日
 一、三 軒 家―新 千 歳 町 昭和二年十一月二十八日
 右路線の延長、一〇、四〇七軒なり。

「運 轉」

一、最大運轉 本在籍車輛の八五%
 一、系 統 の、り、ち
 の 號 車庫―梅之町川口經由、天満橋谷町上本町七引返
 り 號 車庫―大運橋千日前經由、上六引返
 ち 號 車庫―千歳町小林町四ツ橋經由、玉造阿倍野橋引返
 其他臨時大正橋及本田通一丁目引返

一、始 發 午前五時
 一、終 着 午前零時三十分
 一、一日走行軒 一九、〇〇〇軒
 一、一日乗客數 十萬人

「運 輪 狀 態」

都市の急激なる發展に伴ひ乗客著しく増加し、殊に事變後股販産業方面の通勤乗客激増したるため、朝夕時の輸送には困難を生じ、當局では之が緩和に全力を集中してゐる。即ち近年収容力の大なる車輛を増配車し（最新式大型ボギー車増車、車内改造による収容力増大、各所より應援車の増加）これを以て大正橋以南の乗客輸送に當つてゐる。ラッシュ時一時間、最大時一萬人餘の輸送をなしてゐる。又昨年（昭和十四年）より朝夕、沿線主要個所に補助車掌を配置して、立賣及乗客の整理に當り、尙適宜乗車せしめて改竅に車内整理につとめ、大なる効果を擧げてゐる。

「交通信號の設置」

急激に増加する交通量の整理と交通道徳普及の一端として、各主要交叉點に電氣交通信號機を設置し、大正橋、三軒家、小林町等には電空式自動轉換機を新設して大なる効果を擧げてゐるから、今後漸次大運橋、新千歳町……にも及ぶ豫定である。

七、警 察

1 警 察 機 關

戦時下の治安を維持すべき重責を擔へる警察機關として本區には大正通六丁目に泉尾警察署が配置せられ、署長以下警部一、警部補七、巡查部長一四、巡查一四六、警務書記生一二、書記一、合計一八二人の職員が不斷の努力を續けてゐる。今人口との割合をみるに巡查（巡查部長を含む）一人で平均一七八世帯八四七人を擔當することになる。これは市内中心部に比し多少手薄の感があるが、年々その警備は充實せ

大都市に於ける暗黒面を物語る犯罪は、人口の都市集中と都市生活の複雑化に正比例して、數年來一路上昇を辿つて來たが、事變勃發の昭和十二年以來年々減少を續けてゐる事は、國民の時局認識の現れとして洵に喜ばしい現象である。昭和十五年度（十一月末）に於ける本區の犯罪被害數は次の如くである。

3
經濟統制違反

大東亞建設の秋、軍需資材の確保、生産力の擴充、國際收支の改善等のため心然的に經濟機構が新體制化し經濟統制が強化せられた。ところがこれに伴ひ其の違反者が續出し次の如き數を示してゐることは甚

だ遺憾である。

違 反 件 名	檢舉件數	檢舉人員	違 反 件 名	檢舉件數	檢舉員數
銅鉛錫等配給統制規則	二七件	八人	物品販賣價格取締規則	一〇六件	四人
鐵屑配給統制規則	一八八	二九	暴利行為等取締規則	二四	二
價格等統制令	九七〇	一〇三	計	一、三一五	一四六

以上犯罪の豫防檢舉に、經濟に思想に、防空防諜に、或は又風俗取締等々戰時下に於ける警察の職責はその量に於て、その活動の範圍に於て、愈々繁劇多岐を加へつゝあるが、區民はよく警察の使命を理解して、進んでその任務達成のために協力支援せられんことが望まれてゐる。

警察取締營業者

營業種別	營業者數	營業種別	營業者數
信用告知業	三湯	ア	三七
代書人	三八印判營業	下	四七
土木建築請負業	八三理髮業	二六四	三六
小劇場	一質屋	三九	三
觀劇場	五旅人宿	三四	九
寄席	二ホテル	一料理屋 特殊料理屋	

料理屋	普通料理屋	四四	清涼飲料水製造販賣業	五	獸	劑	醫師	四
飲食店	特殊飲食店	九八	牛乳販賣業	二五	藥	劑	醫師	六一
古物	普通飲食店	二六九	鍼灸按摩マツサージ術	二二六	産	魚	菜	一〇一
荷車	商	八五二	柔道整腹術	六	魚	菜	市場	一二
牛馬	商	一四五	齒科醫師	六三	魚	菜	市場	一二
		六		二九				

4 火 災

聖戰既に五年物資節約資源愛護の肝要なる事は今更喋々するも愚かである。然るに國民の僅か許りの不注意に因り全國に於ける火災の損害は年額約二億圓を烏有に歸さしめ、尙死者は大體住民が四百五十人、負傷者は千人、消防職員死者三十人、負傷者二千人の多數を示してゐる。

大阪全市各區別の昭和十五年中の火災損害表は次の通りであるが、大正區は恥しい事ながら昭和十一年一九〇、五四三圓、同十二年一〇五、〇七九圓、同十三年二一五、一七三圓、同十四年一七九、六六三圓の損害であるのに昭和十五年には一躍一、一一〇、〇九一圓にはね上り損害額、出火回数共に全市十五區中の上位にあり一回の火災により約一八、〇〇〇圓の大損害を蒙つてゐる。

昭和十五年中大阪市火災損害表

(大正區の他は昭和十五年十一月末迄)

區名	一回數	損害額	區名	一回數	損害額
大正	六三	一、一一〇、〇九一圓	北區	七一	一一五、一〇一圓

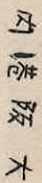
此花	五五	三八五、七八九	西區	八三	二、八四三、二三五
東區	四三	一、〇八二、五二一	淀川	七八	九二〇、二一
西區	四四	二二三、〇五三	成川	一二九	一、八一八、〇九四
港區	六四	一八三、三九三	成吉	六〇	二五八、五五二
天王寺	一六	一一、一四〇	吉	五八	七七八、二二一
南區	四〇	三五七、四三〇	成	五〇	五五九、八八四
浪速	四七	七〇四、四八六	計	九〇〇	一一、三五一、二〇一

大正消防署の調査に依る昭和十五年中の出火原因は煙突十件、油類に引火八件、漏電十件、機械摩擦二件、使用火の不始末十三件、瓦斯、雷火、自然發火各一件、不明八件、其の他六件で計六十二件である。相當燃え擴がる火災は深夜十一時頃より翌朝四時頃迄に頻繁であつて第二は晝、第三は各炊事時に多く起つてゐる。

此等の火災原因は全部が不注意によるものと云つて差支ない。消防施設の完備も急務であるけれ共第一に自己の生活圏内からは絶對火を出さないと云ふ心掛けで日常生活を營まなければならない。隣保共榮の精神の盛んなところに防火の實は結ばれ國家の花は咲くのである。

八、大正區名所巡り

名所めぐりと云つても檜笠の廻路姿で、右に谿、左に峯を眺め乍ら、千年の古都の名残りをば神社、佛閣史蹟と次々に尋ね歩き、あの松、この石に古き昔を忍びつゝ、芭蕉の句でも思ひ出そうと云ふのではない



大正橋から約五丁程南へ行くと、上の八坂神社がある。此の神社の由緒は次の通である。



三軒屋村の開祖、新田義貞公の後裔中村勘助源義久正保四丁亥九月朔日を以て京都祇園神社(官幣大社八阪神社)の御分靈を勧請し當町字丸島(今三軒家東二丁目の中央)に御神殿を造營して産土大神として奉齋、寶永四年十月四日大地震と共に大海嘯起りし際三軒屋浦新門泉屋新田の堤防決潰等の事どもあり、正徳年間宇室ヶ岡と號する景勝の高地(現在の社地)に御遷座し奉り寶曆三年九月拜繪給馬所を新營せり、然るに安政元年十一月地震に依り繪馬所は崩壞せり。明治五年神社改正の節社格を村社に列せらる。然して御鎮座の昔より夏祭及び秋祭の兩祭典に京都祇園神社より神官參向して奉仕せり。明治三十九年一月創めて本務神職を置きて祭祀崇敬の大本を立つに至れり。

明治四十一年七月西區難波島町村社八坂神社（慶安四年鎮座）を合祀し、明治四十二年三月、西區東千島町天神社（安永三年十月鎮座）を合併し、大正八年四月氏有志等は中村勘助彰徳會を起し三軒屋の開祖にして亦大阪市水利の大恩人たる中村勘助翁の爲め境内に彰徳碑を建設して遺徳を顯頌す。大正十年七月夏祭を以て安政年間以來中絶せし御神幸式を復興せり。

こゝから往昔の三軒家村を忍びつゝ約三丁程下ると「下の八阪神社」に出られる。こゝにも恭しく神前に額いて國威宣揚と皇軍の武運長久を祈願してゐる氏子の眞摯なる姿が絶えず見受けられる。大正區役所全職員が毎月興亞奉公日に參拜するのも此の神社である。社掌の語るところによると神社の由緒は次の様である。

神社の創立は詳ならざるも寛永二年（去今三百十六年前）勸請せりとの記録を存す。安政二年社殿を改築し境内を整備す。明治三年村社に列せらる。明治四十年十一月二十八日新炭屋町村社高津宮を合祀す。此の地は元海濱の處明和二年（去今百七十六年前）同地開祭の際仁德天皇を勸請せり。

明治四十三年十月八日平尾町村社八阪神社を合祀す。此の地は元海面の處明和八年同地開祭の際素盞鳴尊を勸請せり。

明治四十三年十月八日千島町村社天満宮を合祀す。祭神は菅原道眞公にして明和五年同地開祭の際勸請せり。

明治四十三年十一月十二日新千歳町村社八幡大神宮を合祀す。祭神は應神天皇にして弘化二年（去今九十六年前）同地開祭の際勸請せり。

明治四十三年十一月十二日南恩加島町村社天満宮を合祀許可せらる。祭神は菅原道眞公にして天保七年（去今百五年前）同地開祭の際勸請せり。

明治四十四年三月八日北恩加島町村社天満宮を合祀す。祭神は菅原道眞公にして天保二年同地開祭の際勸請せり。

明治四十四年五月幣帛供進社に指定さる。

昭和九年社殿の改築を起工して昭和十一年竣功す。

三軒家から小林町に至る間は、大正區の政治街である。泉尾警察署、泉尾健康保険出張所、泉尾健康相談所、泉尾診療所等、それに區政の元緒大正區役所がある。本年（昭和十五年）三月開設された泉尾電話局は小林町にあつて現在三、八〇〇餘の加入者があるそうだ。大正郵便局、大正消防署、小林抽水所、小林葬儀所もやはり此處にある。此の官公署街に並行して西側に泉尾心齋橋といふべき泉尾中通の鈴蘭燈が並んでゐる。

電車は小林町で梅之町鶴町線と接続してゐる。此處で木津川運河行の電車に乗つて、南へくと走ると米だに廣々とした草原や野木場が見えて、僅かに田舎の氣分さへ味はへる様などころもある。しかし此の邊から空は益々暗くなる。そして遙か南方に無數の煙突が黒い煙を吐いてゐるのが見える。

電車は更に南へ、南恩加島町、大運橋を通り木津川運河終點に着く。と其邊一帶は一大工場街である。工場地特殊の異様な臭ひと、一大騒音が神經をイラ／＼させる。眞晝の太陽が薄紅く今にも消えさうに中天にかゝり、工場から吐き出す黒煙の放射の中に、黄色い煙や、紅い煙が交つてゐるのが見える。

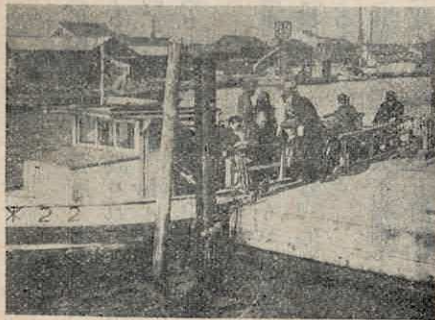
〇〇工場、〇〇〇製造所、〇〇會社……と立ち並んだ間を通つて行くと木津川飛行場に出られる。然し其處は今迄の木津川飛行場ではない。格納庫や水上機發着の設備は昔の儘残つてはゐるが、一昨年（昭和十四年）兵庫縣川邊郡神津村大阪第二飛行場に移轉してからは、陸上水上共に華やかな定期航空機の發着場ではなくなつた。滑走場には〇〇工場の第〇建設地として屑鐵が山の如く積まれてゐる。

工場の高い建物や煤煙が、飛行場を驅逐して了つたのであらう。

工場街の一角に飯屋がある。煤けた汚い飯屋であるがよくはやつてゐる。正午のサイレンと共に油に汚れた服の所々からシャツのはみ出した逞しい産業戦士が次々に入つて行く。そして黙々と食べた後、急いで職場に歸つてゆく。彼等の顔には燃ゆる様な真剣さが漂ふてゐる。彼等は今や賃銀に對して働いてゐるのではない。私情を去つた一個の精巧な機械として、自分の振り上げた其のハンマーが臣道實踐のハンマーであり、將又大東亞建設のハンマーである事に喜びと生氣とを感じつゝ只一途に働き續けてゐるのである。農林省大阪米穀事務所の横を通り船町の渡船に乗る。○米許りの木津川運河には橋の代りとして二艘の機械船が交替に往復してゐる。遙か東の方に大船橋が見える。何年か先にはこの渡船も姿を消すのであらうが、今の所大正區には十幾つの渡船場があつて、他方面との交通を補充してゐるのである。渡船場の雑踏は文字通り徹底的なもので、數年前に超満員の渡船が轉覆した事を思ひ出させる。

然し同じ河を渡る人々と言つても橋を來往するのとは又氣分が違ひ、何かしら一種の人情味さへ漂ふのである。場所柄によつては、上かみや、屑屋、紙芝居、油に汚れた鮮女と、生活に忙しい人々で此の幅三米長さ十一米の渡船を埋めて了ひ、一日の勞働を了へた人達が疲れた體を船端に腰掛けて河中に落ちる夕陽を言ひ合せて様に無言で見入つてゐる風景は他都市では見られない景觀である。

運河を渡ると鶴町公園の中に神明神社がある。この神社の由緒は次の



渡船風景

如くである。

後陽成天皇の御勸請にして、京都西院に鎮座せしが元和二年に至り初代大阪城代松平下總守源忠明信仰篤く東區内平野町に遷座し錦城の守護要津安全の新禱の神社として爾後明治に至るまで三郷町中の新禱所と稱せり。大正十三年八月都市計畫のため現今の地に奉遷しまつり産土神として奉安館し、俗に日中の神明又は照日の神明とも稱し大阪三神明の一なり。

大正區には此の外に小林町の氏神様産土神社（天保三年此地に創建せられ、明治五年一般神社改正の節、村社に列せられた。當時氏子僅に三十戸内外であつたが歳月の進むと共に氏地の發展著しく漸次其數一千有餘戸を算するに至り、大正十五年には附近神社神職の兼務する所となつてゐたが、今や事務神職の奉仕することゝなれり）と昭和十五年創建せられた泉尾松ノ町の茨住吉の飛地境内末社があるが、何れも氏子は年々増加し、區民の敬神思想は益々盛である。

鶴町住宅の發展振りに實に驚く。大正八年草ヶ原の中に二階建の市営住宅が建ち出した時、市電は成る程あるが買物に不便で仕様がなないと呟つたのが、今は約九百餘の市営住宅を中心に一廓の繁榮振りを見せてゐる。所々家の前には「月當番」の新しい看板がかけられて大政翼賛の大きな息吹きが感じられる。

鶴町車庫から天満橋行に乗ると新千歳町、梅之町の材木屋街を電車は砂塵を浴び乍ら眞しぐらに走り、再び三軒家を通つて大正橋に出る。



貯木池

これが大正區の名所を求めて一巡駈け廻つたのであるが、歸路車中でフト手を鼻へやつたら鼻の中は眞黒だつた。これが大正區の名物である。この一大名物を次に紹介する事にする。

「降下煤塵に就て」

古くから煙の都と云へば工業都大阪市を指す代名詞であつたが、實は市民の保健、衛生、經濟上全く芳しからざる代名詞である。大小林立する煙突より吐き出す全市の降下煤塵量は昭和十四年中に何んと二四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇八〇、〇〇〇（六、四〇〇、〇八〇貫）の驚くべき數字を示してゐる。元來大阪の地勢は西北に六甲連山、東南に生駒、葛城山脈を以て圍まれ、常に上空には煤塵が停滯してゐて、空氣を稀薄淨化せしむるには大變悪い條件の下に置かれてゐる斯様な惡條件の下に煤塵を大量生産する大阪市、その中でも特にひどいのが大正區である。今因みに大阪市の煤塵降下量を地域別に表すと次表の如くである。

地域別降下煤塵量の累年變化（一ヶ年一方軒上單位越）

地域	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年 上期	昭和十五年 推定量
工 業 地 域						
泉 木 津 守 川 尾	一八八	一四一	九六	一〇七	八五	一七〇
大 津 開 町	一五八	四六八	四一九	三八四	四五一	九〇二
西 九 條 町	一四七	一四八	一三六	一五一	一六六	三三二
海 老 江 條 町	一一一	一四二	二八一	二七七	七五	一五〇
大 和 福 田 町	七五	一五八	一四九	一七三	七四	一五六
今 屋 町	一	一	二〇八	一五二	七〇	一四〇
島 屋 町	一	一	八五	八五	一四	一一〇

全 市 一 ヶ 年 降 下 量	其 他	住 宅 地 域	商 業 地 域
	大 阪 市 梅 天 鶴 今 森 難 十 坂 小 城 港 岡 田 六 橋 里 路 波 三	柴 玉 佳 田 阿 倍 島 造 吉 邊 野	九 島 江 天 ノ 戸 條 内 堀 滿
二〇、〇〇〇	七九	七二	一〇一
二四、〇〇〇	一〇五	七五	九一
二二、〇〇〇	一三二	七九	一〇五
二四、〇〇〇	一三四	八三	一〇九
一	六三	四九	三〇
一	一二六	九八	六〇

右表によると本區木津川方面に於ける昭和十五年度推定煤塵降下量は、一ヶ年一平方軒に就て九〇二噸（二四〇、五三六貫）に上り全市工業地域、商業地域、住宅地域其他を通じて最高であり、本區に於ては比較的工場の少い泉尾方面に於てさへも一七〇噸（四五、三三四貫）の降下を示してゐる事は區民の保健衛生上實に重大なる問題である。

その害たるや、人間の生命の糧である空氣を汚し、日光中の紫外線は吸収せられ不知の間に市民の健康を害する事甚だしく、又緑樹を枯らし、建築物を汚損腐蝕せしめ、洗濯費等空氣清淨の奈良地方に比して約三倍を要し、晝間から點燈したり濃霧發生に因る水陸交通の支障等、其の有形無形の損害はまことに夥しいものがある。一面不完全燃焼による石炭の勞費は莫大の額に上り燃料國策の喧しい折柄由々しき重大問題である。

この對策としては既に煤煙防止運動は遠く明治十六年會社工場の簇出により煙害に惱まれた市民の間に種々喧しく議論が始め、爾來煤煙防止調査委員會の成立、煤煙防止規則の公布を見、その間度々の煤煙防止週間の催しや各種の運動が起されたが餘り芳しくない結果に終つてゐる様である。

此際特に大正區の如き工場及人口の密集地帯にあつては各工場主は宜しく國家的見地より完全燃焼爐の設置、燃料の改善等、煤煙防止に善處してこの芳しくない名物を一日も早く取除き區民が青き空の下に潑刺として活動出来る様にし度いものである。

區政編

一、區政に就て

1 區の變遷

凡そ人類社會に於て最も基本的なる區別を稱したならば、それは云ふ迄もなく男女である。それは常に人類社會のみならず、動植物の社會に於ても同様であり、更に轉じて自然科學の分野に於ても所謂陰陽の對立は、最も基本的なる區別と看做されてゐる。

然し動植物は勿論のこと、人類の社會と雖も所謂男女の區別が、全地表を半分して截然と對立分離して存在する場合に於てその種族の發展はあり得ぬ。それが存続の爲めにはその成員たる男女が何等かの形式に於て混合し結合して、第三者を生産することが絶対に必要である。即ち夫婦の關係からして親子の關係を生じ、結局家族なる集團を結成する。男女の共同生活形態たる家族が、あらゆる時代の社會を通じて、基本的集團と見做されてゐるのはこれに因るのである。

基本的なる家族の集團が所謂遊牧時代を經過して、一定の土地に定着する様になつたのは必ずしも遠い昔ではない。何れにしても一團の家族が土地を相當期間占據することによつて始めて住民と云ふ觀念に到達する。所謂人類集團の區別は、その最も基本的なる男女結合の形式たる家族を第一とし、次に家族が特定なる地域を占據したる場合部落が出来る。然し部落の集團機能は、その成員が増加し、又他の部落との接

觸が増大するに伴ひ次第に分化し、幾多の集團が結成される。この集團が即ち「區」である。

斯くして幾多の變遷を経て成立した「區」なるものは、何處迄も共同社會であり、地縁集團であり、土地を中心とする社會學的近隣集團であることを忘れてはならない。

然るに大都市が近代生産組織の進展と人口の都市集中に伴ひ、著しき進展を遂げ、資本主義生産組織の發達に伴つて、次第に轉化し、利益の社會になり、大都市の機構それ自體が巨大なる資本主義的生産のるつぽであり、そこに生息する住民は、所謂居住民なる意味に於て一定の土地に住居するも、その生活の本據は、全く資本主義的機構の極めて微小なる部分に極限されて居るかの如き相貌さへ示すに至つた。

ところが斯の歪められた區の性質は、支那事變を機として三轉し、是正されて再びその根源に立還つたのである。

2 時局と區政

「向ふ三軒兩隣」これこそわれ／＼の社會の單位である。この素朴な單位社會が町となり區となつて、區行政がこゝに行はれるのであるから、區行政は「向ふ三軒兩隣」から始まり、それを根柢とせねばならぬ。即ち事變下こゝに封建時代の五人組制度が息を吹きかへして、しかも大政翼賛運動の基底となつて、この祖國非常時の御奉公に精進することゝなつたのである。そして隣組や町内會は、そこに住むかぎりは誰もがその組織員であり月一回以上の常會には必ず出席して、こゝに相扶けあひ、相はけみ合ひ隣保相扶の實を實現するとともに、萬般の政令などは、こゝで洩れなく下達され、そこで語られた下情は隣組長によつて上達されることになつた。この隣組制度の發達ほど、近來の地方行政上の大きな所得はないのであ

る。ひたすらこの町會隣組を助け導き、その健全なる發展をなさしめることこそ、區行政の百の改革にもまさるものであるといへやう。

一方區政事務は時局と共に益々繁劇を増しつゝある。中央地方の政令が發せられると、その大部分は市へ雨下集中する。市はこれを受けて、その地に適する様にこなして區で之を實施する。だから萬般の政令の實現は區によつて具現化するのである。政令の要は、その具現化にあるは言を俟たぬところであるから區が國家行政上、第一線で大きな役割をしてゐるのである。ところが問題はこの雨下集中が劇すぎることだ。發するところは數あり、受けるところは一つである。その上區固有の事務がある。全く最下級公署はたまらない。

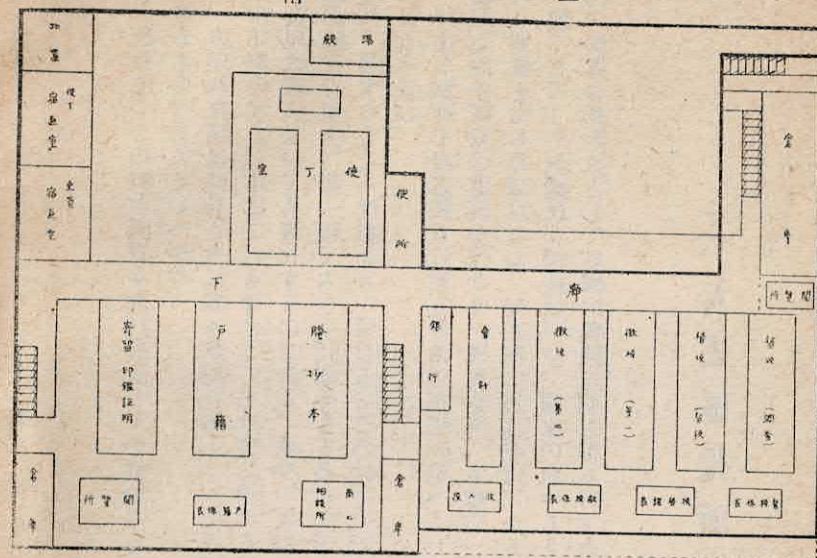
斯様な意味で最近頻りに地方自治の再建が唱へられてゐる譯であるが、兎に角區政當局者は各々吏道に邁進し愈々區政の進展をほかり、區民は又、大政の一分野である區政を援助し、十四萬區民が先づ新體制の一單位とならねばならぬ。新體制の道は身近にある。「自らの新體制」を確立することである。斯くしてこそ全國民が御稜威の下、國家の命するところに、一つ心、一つ體になつて國內新體制を確立し、世界の推進力として皇國の興隆を期し得るのである。

二、大正區役所

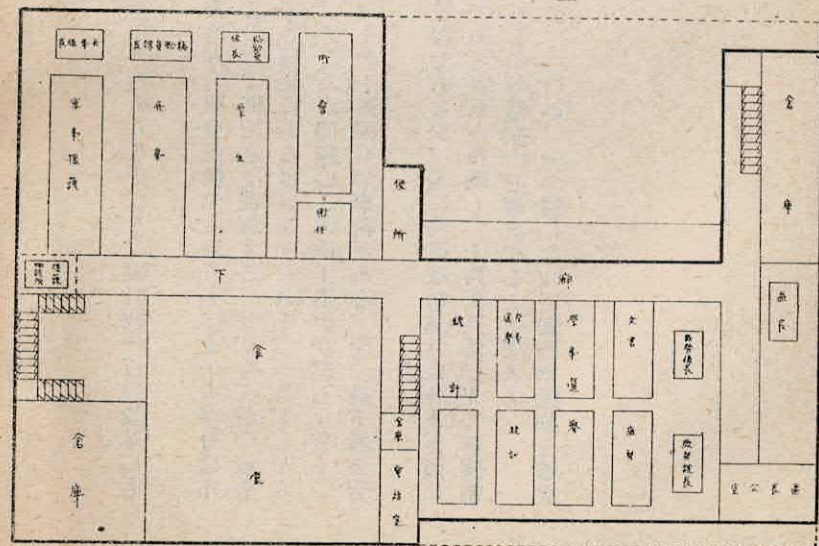
大正區役所案内圖

四二

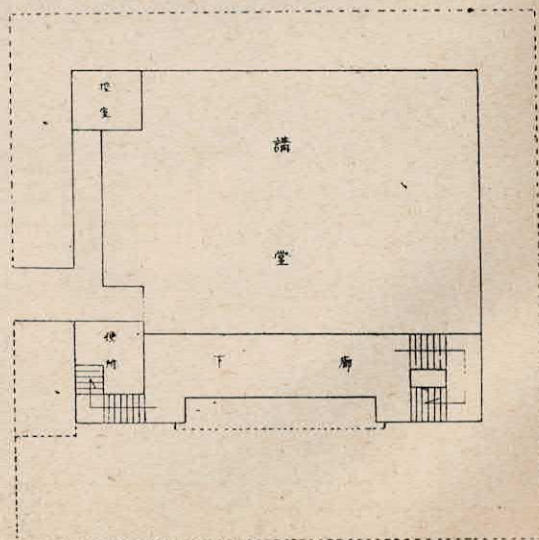
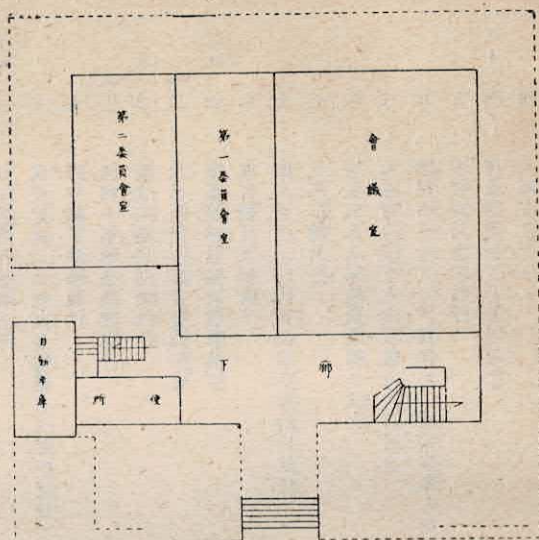
階



階



館	別
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100



1 區政日誌

昭和七・一〇 行政區劃變更に依り大正區創設（初代區長今村吉氏就任）
八・四 大正尋常高等小學校新設せらる

- 昭和 八・六 市會議員選舉執行
 九・九 未曾有の關西大風水害襲來
 九・九 風水害罹災者に對し御下賜並に御救恤金傳達式舉行
 九・九 風水害の爲北恩加島校倒塌學童九名慘死
 一〇・一 市會議員再選舉執行
 五 區長更迭（二代區長梅原和三郎氏就任）
 九 府會議員選舉執行
 一〇 昭和十年國勢調査施行
 一・二 衆議院議員選舉執行
 一〇 大正區役所廳舍増築落成
 一・二 衆議院議員補缺選舉執行
 四 市會議員選舉執行
 六 區長更迭（三代區長山本慶治氏就任）
 七 支那事變勃發
 七 出征軍人遺家族援護組合設立
 八 大正區出征軍人遺家族相談所設置
 九 職制改正により戸籍係が戸籍兵事係となる
 九 府會議員選舉執行
 一三・四 自治制發布五十周年記念
 四 大阪市町會生る

- 五 職制改正により團體係新設
 五 區長更迭（四代區長津山直一氏就任）
 六 團體係軍事援護創設
 六 町會國民貯蓄實行部結成（貯蓄報國強調週間を期として）
 八 軍用保護馬普通鍛練及地方馬検査實施
 一〇 戰歿將士に對し本月より區葬の禮を以て公葬儀執行
 一一 新千歳尋常小學校新設
 一二 大正區軍事援護相談所設置
 一四・四 各校下銃後奉公會設立區に聯合會を設置
 八 昭和十四年臨時國勢調査施行
 九 府會議員選舉執行
 一〇 區役所職制大改正（三課七係となる）
 一二 第一回勞務動態調査施行
 一五・三 戸籍事務強調期間始る
 四 戸籍事務強調期間終る
 五 市民調査實施、同時に各町會に町籍簿を作る。
 六 家庭用砂糖及マツチの切符制實施
 六 小口業務用砂糖及特殊需要マツチ切符制實施
 七 人口榮養兒用砂糖切符制實施

昭和五・八 區長更迭（現區長上田實光）就任

九 大阪市條例第二十二號を以て「大阪市市稅條例」發布

九 青年登錄施行

一〇 昭和十五年國勢調査施行

一〇 重要物資調査施行

一一 「昭和八年以來七年間に亘り國稅定期分完納し其成績優良」なるの故を以て再度大阪稅務監督局長

より表彰狀を下附せらる

一一 大阪市町會規程制定公布並に市長告諭せらる

一一 國民體力検査施行

一一 體力章檢定實施

一二 廳舍増築地鎮祭舉行

2 歴代區長の言葉

初代區長 今 村 千 吉

私が西淀川區より大正區へ轉任したのは昭和七年十月一日であつた。その當時には大正區役所は港區役所出張所として存在してゐたのが大正區役所に昇格しましたので諸般の制度は整はずマルキリ火事場のゴツタ返しの状態であつた。而も役所の機關は備はらず係長も只收入役が定まつた丈で後任係長の人選に色々骨が折れたのであつた。その様な状態でありますから當時は區役所としての形態をマルキリ備へて居らない只出張所の廳舍を區役所として利用したに過ぎず區役所の事務を執る上に於て何彼と不便があつた。

然し幸ひにして吏員諸君の一致共同の力で係長も出來、内部の機關もボツ／＼整備して來たのであるが外部の機關は何等備つて居るものが無かつたのである。青年團、教育會、校長會、女教員會、婦人團體、合同委員會、保護者會、教化委員會、醫師會、齒科醫會、衛生組合聯合會、少年教護委員會、在郷軍人聯合分會、將校會、其他種々整備しなければならぬものがあつたが幸ひに地方有志の熱誠なる御援助と御指導に依りまして圓滿に外部の諸機關の整備を見たる事は私として自分の事の様に存する次第であります。そうしてボツ／＼内部も外部も整ひ地方の役所との融和もつき、滿洲事變以來防空思想の喧しくなりまして防護團の編成が叫ばれ、當區に於ても之を設立しなければならぬ事になり防護團員の熱心なる働きは優秀なる成果を收め、林銑十郎閣下が大正區の防護團の成績が頗る良好であると言ふので、且又防空法の制定の資料とせらるる爲に態々泉尾第二防護團へ御視察に來られた事がある。これといふのも地方各人の熱誠の賜に外ならぬと今尙衷心より喜んでゐる次第である。

婦人の機關としての愛國婦人會なるものが存在してゐたが、大正區支部には只事務所のみあつて實際の仕事のために活動する幹部がなかつた爲に愛國婦人會大阪支部と協議して幹事を御願する事になつて只今では立派に其の仕事を果されてをられる。時局柄誠に御同慶に堪へぬ次第であります。

しかる内に時局は益々重大を加へて參りまして港區では既に國防婦人會を整備して居りましたが當區にはそれがありませんので時の師團附の石井中佐殿が我々に整備方を懇願せられた。時の聯合分會長松村氏と共に各種團體の幹部の方々の御集りを願つて之れが結成につき打合せをする事になりおそまき乍ら各所に國防婦人會の設立を見る事になつた。

愛國婦人會と共に今日の事變下統後の努めとして誠によく活動せられて出征軍人をして後顧の憂なから

しめざる様せられてゐる。

前に申しました通り轉任して参りました當時は港區の出張所の儘區役所として引繼いだ爲に區役所の建物として其の體をなさぬので市の方へ其の増築方に付、再三再四懇願し、係長と色々打合せをし所要経費や室の間取りや内部の設備等の豫算を年々要求したが市の財政上延引してゐたが丁度私が退める迄に其の豫算も通過し區役所の現廳舎を見る様な事になった。

尙當時は大正區の面積は港區とは略同一であつたが人口は稀薄にして所々廣い空地を有しあたかも塵芥捨場の觀があつたけれ共、次第に種々の建物も整備して數年ならずして隔世の觀がある如く其の發展を見たる事は矢張り地方有志の方々の御援助なる事を密かに喜んでゐる次第であります。

時恰も昭和九年九月の大風水害に遭遇し一瞬にして全體が水没になり、阿鼻叫喚の巷と化し避難民は區外に逃けるやら各學校につめめかけるやら、役所は狭い會議室に饑しい思ひをしてギッシリとつまる様な状態であつた。學校も數多く倒れたが取分け北恩加島校の倒壊の際にたいけな兒童の死傷者を出した事は今から考へても胸の迫る思ひがする。

引續いて食料の配給や、各方面の同情をよせられた品物を配給するには道路が水づかりでトラックの便はなし徒歩で之を配給せなければならぬ勞苦は並大抵ではなかつた。

或方面では配給物が少いとか言つて色々苦情が出た事もあつたが次第に地方有志の御盡力によつてそれも鎮靜した。

其後役所としては罹災者の救助金の下け渡しや手續の爲、半壊、倒壊、死傷の程度を全區に互つて調査する爲に非常に繁劇なる事務を處理せなければならなかつたのであるが、幸に吏員各位の一致協同の力に

よつて恙く處理し得たのである。

事 天聽に達するや畏くも 聖上陛下には罹災民の痛苦を殊のほか御軫念あらせられ、府へ侍從を御差遣更に御内帑金を賜ふたのであります。又各皇族殿下より御見舞金を忝う致しました。天恩優渥眞に恐懼感激の至りに任へませぬ。

大阪府。市。商工會議所及地方の義捐金の分配も支障なく了した。

當時風水害に關しては、市の方からも關市長を始め其他の吏員が視察に來られましたので廳舎の狹隘な事を重ねて御願ひして置いた様な譯である。その時に本廳舎に避難してゐた罹災者を泉尾の學校へ移し廳舎は食糧、衣服寢具等の保管を嚴重にして徐々に其秩序を回復した。

それ以來防波堤の必要を痛感せられて、此方ではより／＼其の筋へ陳情し再び斯様な慘事を見ない様に御骨折を煩はした事を聞き感謝してゐる。

要するに私が西淀川區より此方へ参りました當時は大正區としては誠に多事多端でありました。よくこの場所で大過なく過し得たと言ふ事は今から考へても感激の至りに堪へない次第であります。地方有志各位の絶大なる御援助と區役所吏員諸君の一致協力の賜に依るものと深く痛感する次第である。

今や時局は益々重大にして各方面に新體制が叫ばれ總ての國民生活の様式を一變せんとする折柄、益々一致協力が必要とするのでありますから宜敷吏員各位は一致協力を惜しまざると共に、進んで大政翼賛の爲に、御力添へを願ふと共に地方有志も亦此の意義を徹底して本區の隆昌の爲に從來の御盡力、否倍舊の御盡力の程を特に御願ひ致しまして簡單ではありますが區役所から在職當時の感想を投稿せよとの責をふさぎ度いと思ふ。(昭和十五・十二・十七筆記)

二代區長 梅原和三郎

私は市役所に永くゐた。明治三十六年からであるから約三十年餘になる。その間、池上、關、加々美の三代市長によく仕へる事が出来た。

私が本廳時代の思ひ出の数々を残して大正區長として轉任したのは、昭和十年五月であつた。當時の大正區は初代、今村區長によつて既に土臺は築かれてゐた。私は只その仕上けをすればよい様になつてゐたと言つても私の轉任する直前に起つたあの未曾有の風水禍は誕生間もない大正區を完全に傷めつけてゐた然し區民の盛り上る力は早くもこの復興に着手し、拍車をかけ、そして大正區建設に向つて物凄い勢で幕進してゐた。

私は區政に就ては全く一年生であつた。然し私の責務の如何に重大なるかを痛感して、微力非才乍ら私のベストを盡して區政を研究し、努力した。

そして二年後に靜かに就任當時の大正區を顧みた時、そこに目醒しい區勢の躍進振りを見て私はひそかに満足し乍ら西成區に轉任する事が出来たのである。

然しこれは全く區民並に關係方々の御理解と御熱誠なる御指導御援助の賜であつて、末筆乍ら之等の方々に對し、私は深謝して擱筆し度いと思ふ。

三代區長 山本慶治

大正區へ前梅原區長の後を襲ふて參つたのは昭和十二年初夏の頃であつた。私は赴任後先づ感じたことは觀るもの聞くものゝ總てが生氣漲り潑洩たるものがあることであつた。特に工業は逐年進展の一路を辿りて熄まない我國産業の中樞たる大阪の工業の殷盛さ、其實況は大正區に於て初めて之を識ることが出来ると思ふた。其駸々として發展を續くる偉大さこそは驚くべきものがある。今やこの代表的各種工業も非常時日本の國力充實の爲めに國策線に沿ふて劃策運営が進められ夫れ々の部門に於て新體制の移行へと善處努力が爲されつゝある事であらふ。大正區に於ける工業は、地の利を占むるの他尙凡ゆる條件を具備し惠まれたる環境にあるのであつて將來は彌々隆盛を約束され發展過程にあるのである。

而し幾萬かに上る産業従事員の朝夕區外より電車、バス等に依て通勤の際雪崩を打つ其混雜さは物凄い程である。此等産業人の住居に便する適當の家屋建設の對策こそ極めて切實の要求であらう。

由來大正區は工業を根幹として發展目醒しきものあるに不拘、住家の建設之に伴はざるの憾がある。住宅地としての大正區は近年數次の浸水の禍を蒙り其原因が西大阪一帶の土地沈下にあるとして居住の安定を脅されし事が尠くない。此の事は大正區元來の重大問題として昭和十二年の夏、區内各方面の有力者の協力に依て大正區水防期成同盟會なる鞏固なる組織が成り、爾來極めて力強い運動が進められ、其れに府市の援助をも併せて着々と應急施設の完成へと努力が拂はれ實現を告げつゝあるやに聞くことは洵に御同慶の至りである。猶進んで水禍の絶無を期して根本對策が成されなければならぬ。と同時に文化的設備小公園の設置或は小學校の増設等、區の發展に伴ふ各種の施設が要望されて居る。

尙此の住宅問題と關聯し見逃すことの出来ないのは半島人の密集地域通稱「馬小屋」と稱する部落である。區内住宅問題と共に併行解決せらるべきものゝ一つに違ひない。

昭和十二年七月に至つて今次の日支事變が俄然勃發し世局遽に急を告げ、相續く動員や徵發の事務遺家族援護を初めとして銃後の強化等全く非常時體制と成つて、區役所本來の固有事務は其一部に止るかの様壓縮さるゝの状況を呈し、日夜を分たぬ多事多端を加ふることゝなつたのである。更に又同十三年一月には自治制發布五十周年記念事業の一つとして且つは時局對處の國民精神總動員の母體たるべき町會結成が唱導せらるゝに至つた。此の方針に順ひ迅速なる結成を圖ることゝなり一月早々より之が圓滑なる組成に努め二月十六日全市に率先して意義深き聯合町會結成式を嚴肅裡に舉行し自治的新進の大正區の意氣を誇示し得たるは區民の等しく欣懷禁じ得ない所であつた。

斯様に時局事務に忙殺没頭の爲めに區の要望せる事案の達成は兎角遅々として進捗を阻まれて居た事は時局下亦止むを得ないことであつた。然るに同十三年五月に至り不圖も東成區役所へ轉ずる事になり在任僅々一ケ年を出なかつた私は何等事蹟の見るべきもの無くして去ることは心苦しく慚愧の念に堪へないものがあつた。而し在任の其間終始有志各位並に區民諸君より區政進展と時局下善處の爲に御協力と御鞭撻を得、微力非才の私にして此多事多端の時期を快く過し得たことは寔に感銘深く永く忘るゝことの出来ない所である。此間何事に依らず、何れの時に於ても舉國一致の態勢が整調された事は他に類例のない美風であつて此の美風こそ大正區發展の素因であり今後尙此の美風が新體制下に一層發揚されることゝ信じ大正區の愈々倍々發展を祈つて止まない次第である。(了)

四代區長 津 山 直 一

山本さんからボタンを承け繼いだ私の走路は第四代の大正區長として、事變下の最も多忙な二年三ヶ月でありまして、一生懸命傍見もせず走り續けた私に取つては洵にアツ氣ない程短いものでありました。併し之れが私の大阪市に於ける最終の御奉公であつただけに今から回顧しますと、また感慨無量なるものが二、三に止りません。

昭和九年の大風水害で根こそぎイタメ付けられたその跡始末は私の時代迄波及して水防委員會は隨時、隨所に催ふされる緊張した實狀に在りましたが幸ひにも區内二、三有志の犠牲的大奉仕と本市當局の雅量に仍つて當分の處置とは云へ一應解決を見るに至り次ぎのボタンが幾分輕くなつたことは私の欣快とする一つであります。

勝手なことゝは思ひつゝも吹田市の我が家から通勤し續けて來た私の一番惱みの種であつたのはアノ大正橋附近の交通地獄狀態を毎日見せ付けられた事でした。今度の國勢調査で大正區の人口が案外少かつた不思議な謎も慥に此の交通地獄が解決の明答を與へて居ます。つまり、住宅地區を持たない我大正區は晝間のみの參集人即ち通勤者に依つて活動が續けられて居るのであります。して見ればあらゆる施設も經倫も此の通勤者の利益を除外してはならないのですが昨今の大正橋附近の狀態はあまりにもひど過ぎはしませんか。

最近市電の回数券を一枚づゝ乗替券と引替へて大阪府廳に通勤して居る私は市電の混雑は一通り味はつて居ます、だから決して大正橋附近が大阪第一の交通地獄だとは申しません。けれども木津川と尻無川の

二大河川に阻まれ橋梁一つ許されない大正區の現状に於て土地の沈下は、自然の現象だなどと黙過されて居る始末では若し一朝先年の如き大風水害の襲來を見たとき只一つの袋の口たる大正橋附近があつた状態でどうして助かり得ませう。

之れのみは只の半歳でも大正區に祿を食んだ者の看過し得ない大問題であつて普通一般の交通整理とは筋が違ふと思ひます。

故に私は區内選出の府、市會議員諸君とも相談して或は電車の増發に、或は大浪橋線上の軌道敷設に、或は大正小學校附近に一大避難場の築調に、八方手を盡くしましたが重大事變下の物資不足の際とて遂にどれもこれも成功の端緒をすら見ずして去年八月退任したのでした。

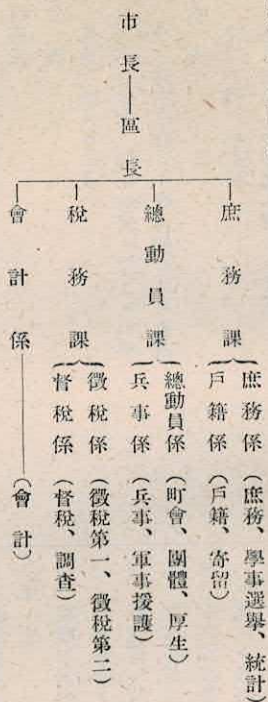
就中避難場の建設に付ては之が直ちに大正區中央大運動場として平素活用せられる一舉兩得の工事であつて住の江運動場ですら満員使ひ通しの現狀に鑑み慥かに成功せしむべき喫緊の要務だと激賞され財界有力者二、三氏の賛同を得ながら心惜しくも任短ふして終りましたことは今以て残念至極です。希くは滅私奉公の大犠牲心に燃えらるゝ區内の有志各位、曩年の大慘禍を偲びて此の際新區長を輔け萬全の方途を講ずるに吝かならざらんことを。

紙數に制限されて此の程度で擲筆しますが在任中區内有志各位の終始渝らざる御後援よりは私の十五ヶ年半に亘る大阪市吏員生活中始めて體得した溫情であつて終生忘れることが出来ない次第であります。

(おはり)

3 區の機構と職員

區役所に左の課及係が置かれてゐる。



尙事務分掌は次の如くである。

區役所事務分掌

- 庶務課
- 庶務係
- 庶務
- 一 區職員及傭員等ノ進退賞罰給與其ノ他身分ニ關スル事項
- 二 文書ノ收受發送編纂及保存ニ關スル事項
- 三 廳中取締ニ關スル事項
- 四 豫算ノ調製及管理ニ關スル事項
- 五 物品ノ購買貸借及處分並廳舎ノ營繕ニ關スル事項
- 六 財産區ニ關スル事項
- 七 神社ニ關スル事項
- 八 歳入金其他現金ノ運用ニ關スル事項
- 九 他ノ課係事務主任ノ主管ニ屬セサル事項
- 學事選舉

總動員係

- 一 町會及町會聯合會ニ關スル事項
- 二 物資配給調整ニ關スル事項
- 三 國民精神總動員運動ニ關スル事項
- 四 他ノ係事務主任ノ主管ニ屬セサル事項

團體

- 一 青年團婦人團體其ノ他各種團體ニ關スル事項
- 二 防空防護ニ關スル事項

厚生

- 一 救護及扶助ニ關スル事項
- 二 精神病者ノ監護ニ關スル事項
- 三 行旅病人行旅死亡人ノ取扱ニ關スル事項
- 四 方面委員其ノ他慈善救濟ニ關スル事項
- 五 少年保護委員會少年教護委員會其ノ他少年ノ保護教護ニ關スル事項
- 六 衛生組合其ノ他保健衛生ニ關スル事項
- 七 水難救護ニ關スル事項
- 八 職業紹介ニ關スル事項

教育ニ關スル事項

- 二 教化委員ニ關スル事項
- 三 教育若ハ校園衛生ヲ目的トスル團體ニ關スル事項
- 四 學事統計ニ關スル事項
- 五 選舉ニ關スル事項
- 六 陪審員ニ關スル事項

統計

- 一 統計調査ニ關スル事項
- 二 勸業ニ關スル事項

戶籍係

戶籍

- 一 戶籍ニ關スル事項
- 二 民刑事處分ノ通知整理ニ關スル事項
- 三 他ノ事務主任ノ主管ニ屬セサル事項

寄留

- 一 寄留ニ關スル事項
- 二 個人及法人ノ印鑑ニ關スル事項
- 三 埋火葬ノ認許ニ關スル事項

總動員課

兵事係

兵事

- 一 徵兵召集徵發其ノ他兵事ニ關スル事項
- 二 國民徵用ニ關スル事項
- 三 在郷軍人會ニ關スル事項
- 四 軍人ノ送迎慰問ニ關スル事項
- 五 軍人宿舍ノ割當ニ關スル事項
- 六 馬匹及馬匹訓練ニ關スル事項
- 七 他ノ事務主任ノ主管ニ屬セサル事項

軍事援護

- 一 軍事扶助ニ關スル事項
- 二 銃後奉公會其ノ他軍事援護ニ關スル事項
- 三 傷痍軍人ニ關スル事項
- 四 戰病死者ノ公葬儀ニ關スル事項

徵稅係

徵稅第一

- 一 國稅、同附加稅、府稅家屋稅、同附加稅、府稅雜種稅
中不動産取得稅、同附加稅ノ賦課徵收ニ關スル事項

總動員係

- 一 町會及町會聯合會ニ關スル事項
- 二 物資配給調整ニ關スル事項
- 三 國民精神總動員運動ニ關スル事項
- 四 他ノ係事務主任ノ主管ニ屬セサル事項

團體

- 一 青年團婦人團體其ノ他各種團體ニ關スル事項
- 二 防空防護ニ關スル事項

厚生

- 一 救護及扶助ニ關スル事項
- 二 精神病者ノ監護ニ關スル事項
- 三 行旅病人行旅死亡人ノ取扱ニ關スル事項
- 四 方面委員其ノ他慈善救濟ニ關スル事項
- 五 少年保護委員會少年教護委員會其ノ他少年ノ保護教護ニ關スル事項
- 六 衛生組合其ノ他保健衛生ニ關スル事項
- 七 水難救護ニ關スル事項
- 八 職業紹介ニ關スル事項

二 道稅稅者檢舉ニ關スル事項

徵稅第二

- 一 府稅營業稅、同附加稅、府稅雜種稅(不動産取得稅ヲ除ク)同附加稅、市稅特別稅ノ賦課徵收ニ關スル事項
- 二 道稅稅者檢舉ニ關スル事項
- 三 稅務課ニ於テ取扱フヘキ使用料手数料其ノ他諸公課ノ徵收ニ關スル事項
- 四 他ノ事務主任ノ主管ニ屬セサル事項

督稅係

- 一 徵稅金ノ督促及滯納處分ニ關スル事項
- 二 滯納處分受託ニ關スル事項
- 三 調查
- 一 徵稅及督稅事務ノ審查ニ關スル事項
- 二 間接國稅犯則者處分及強制執行ノ立會ニ關スル事項
- 三 稅務ニ關スル諸調査ニ關スル事項
- 四 他ノ係事務主任ノ主管ニ屬セサル事項

會計係

- 會計

- 一 收入及支出ニ關スル事項
 二 現金及有價證券ノ出納及保管ニ關スル事項
 三 決算ノ調製及精算ニ關スル事項
 四 物品ノ出納及保管ニ關スル事項

昭和十五年十二月末に於ける本區職員は左の通である。

區長 一名、主事 六名、書記 四五名、事務員 二四名、電話交換手 二名、事務補助員 五三名、助手 一八名、臨時事務補助員 二名、臨時傭 三八名、自動車運轉手 一名、給仕 一五名、使丁 二〇名

以上二二五名で内應召者並に入營者が若干ある。

4 大正區役所案内

永樂橋停留所を降りて一丁程西へ行くと、二階建コンクリートの建物がある。これが大正區役所だ。一見倉庫の様に見える無愛想な建物であるが、一足中へ入ると、玄關に「事務上の事は何でも御遠慮なく御尋ね下さい」と書かれた大きな看板が愛想よく區民を迎へて呉れる。ドアを開けると腕章をつけた案内子が座つてゐる。デパートの様に「おらつしやいませ」とは言はないが丁寧にも教へて呉れる。「區政ニュース」が六枚程かゝつてゐて、資源愛護、育児相談、神社の清掃等色々と録後の眞潮な姿が毎月紹介される。その横に投書箱があるが淋しそうである。未だ嘗て投書を受けた事のないのは、職員が區民に對して萬全のサービスを期してゐるからであらう。

最初にあるのが「戸籍係」である。人が一度此の世に生を享けたならば死ぬ迄御厄介にならうと言ふ頗る關係の深い係である。それだけに外來者の受附も一番多い。二三月頃になれば狭い廊下は通れない程に

なる。「身分證明を下さい」「至急印鑑證明が欲しいんですが」「寄留變へを願ひます」「子供が生まれした」待つてゐますから謄本を作つて下さい」と次々に息もつかさず持ち込まれる事件に對して、正しく速く親切に處理すべく獻身的の努力が拂はれつゝあるのである。時には随分無理な註文の出る事もあるがそんなのは法規を知らずに言ふのであらうから係員が一々懇切に説明するとよく納得して呉れる。

兎角係員の態度が不親切であるとか、横柄であるとか非難を加へられ勝ちな此の係の係員達は特に言語態度に注意して區民に最も密接な、最も親しまれる係である様に努めてゐるのである。然し役所は百貨店ではないからサーヴィスの意味も自ら異るであらう。「ごさいます。／＼」で通すのみが眞のサーヴィスではない。如何にすれば速く適確に能率的に而も公平にやれるかと言ふことに常に頭を使ふ事が役所サーヴィスの本領でなくてはならない。謄本の淨寫子は書いても／＼、後へ／＼つかへてくる請求に對して全く涙ぐましい努力を續けてゐる。機械の様に黙々と書き續けてゐる。手にはペンダコが出来、目は充血してゐる。然も一字でも誤れば人の身分に重大な齟齬を生ずるのである。

寄留の受附へは鮮人が絶えず顔を出す。標準語を上手に喋つて朗らかに歸つて行く。最近殆ど改姓されて「金」とか「尹」が非常に少くなつた。毎年一回行ふ公簿上の人口統計の際に男女の判別がつかずに随分困つたものであるがこれからはズット樂になるであらう。

事變當初一時に殺到した婚姻、出生届も今では常態に復してゐる。「生めよ殖せよ」生れた子供は立派に育てよ。出生兒にはスフではよくないと云ふので出生届と同時に出生兒用綿製品購入票が渡される。これによつて殊勳の母は指定の百貨店又は商店から六ヤール餘の純綿を手に入れることが出来るのである。部屋の間には大阪市産業部商工相談所が設けられてあつて、中小商工業者の爲に商工經營一般、廣告、

税務、商事法規、店舗設備、金融等、商工經營上必須の事項に就て懇切に相談に應じてゐる。

戸籍係の部屋は全く暗い。一寸曇つた日には電氣をつける。夕陽が係長の椅子の邊りへ僅かに差し込む程度で、後は日光のない部屋である。之は出張所時代の遺物で廊下を境として西側に配置された爲であらう。

反對に向側の使丁室はよく陽が當る。事變以來物凄く殖えた發送文書が怒濤の如く押し寄せて來て、それを配付するために千人足らずの外勤使丁が一日中街の中を駆け回り廻るのである。誰もいない使丁室へ勿體ない位、何時も陽がさし込んでゐる。その横に職員用と使丁用と二つ宿直室がある。寒い晩にねむい目をこすり乍ら行旅病人や死亡人のために起されるのも此の部屋である。

中央の階段を境として奥が昭和十年九月増築せられた新廳舎である。その前には僅かながらも庭園を控えてゐる。此處に銀行と會計と税務課が並んでゐる。銀行は市現金取扱人として三和銀行が出張してゐる會計係の窓口は支拂と収入に分れてゐる。収入證紙の事を「ソース」を呉れと言つて來るお婆さんがゐるが、印紙なら解るが證紙は解り難いのであらう。救護を受ける三百世帯のカード階級者が月六・七圓の生活費を貰ふために眞剣なそして深刻な顔を毎月一回狭い廊下に押並べる。ムツとした異臭が迫つて來る。

税務課には若手のスポーツマンが多い。大正區役所野球部は殆んど税務係員によつて組織されてゐる。このスポーツ精神を以て徴税に督税に頑張るのであらう。大正區の納税成績の良好な事は日本一である。

「昭和八年以來七年間國稅定期分完納」なる表彰を受けたのは本區だけである。税務吏員は蟻の如く働く黒いカバンを持つて朝から夕方遅く迄營々として駆け廻る。時には僅かの受附係員を残して殆ど督勵に出

掛け、廣い部屋はガランとしてゐることがある。然し成績が斯様に良好なのに滞納處分が驚く程少く、それに於てゐる吏員も極めて勤いのは不思議だ。根氣よく忍耐強く一度より二度、二度より三度と足を運ぶのである。「吾々には國家から、大阪市から恩恵を受けて生活してゐる。此の國、此の市の財政上の需要を分擔するのは區民の當然なる義務である」といふ事を誰もがよく心得てゐる。此の認識がもう少し徹底したならば役所の税務吏員は恐らく現在の半分でよいであらう。然し嬉しい事に戦時下大正區に於ては區民の納税奉公精神は益々強化されるのが目に見える。此度の表彰も全く區民の理解に基いたものに外ならないと區長や課長は感謝してゐた。

税務の書庫は役所の防護室でもある。いざ空襲の際には五十名を收容し得る様に出來てゐる。此の前にある階段を二階へ上ると區長室がある。ドアに「不在」の札が掛けられてあるところをみると只今區長殿は御出かけらしい。ソーツとドアを開けて中へ入ると頭の上に天照皇大神宮がお祀りしてある。恭しく禮拜して區長室の横から區長公室へ抜ける。此處には歴代區長の肖像が、今村區長、梅原區長、山本區長、津山區長と初代から順に掲げられてある。一方「七年間國稅定期分完納」の表彰状と並んで、貰つたばかりの「昭和十五年徴兵検査成績優良」表彰状も亦光つてゐる。此の公室は各種の會々町會聯合會長會、傷痍軍人役員會、小學校々長會、……會と絶えず行はれて殆ど空く間もない程である。

此處から庶務係へ出られる。「ジー」「ジジー」と聞なしの區長殿のお呼びは、一つが庶務課長、二つは庶務係長である。御膝下であるだけに御用も多い。

役所の庶務は實に多忙である。漠然としてとりとめのない仕事で温泉の如くに湧いて來る。その上所得税、家族手當の算定、國債貯金の勸奨、家賃地代値上申請の受附……と、時局事務が蔽ひかぶさつて來

る。一時でもよいから手を休めて、静かに次の仕事を考へられる様な時が欲しいと係員は言つてゐる。十一時、十二時、夜の役所に庶務の電氣がボカンとついてゐるのは昇給やボーナス時だけではない。新聞の求人廣告を出した後では必ずその面會に一日つぶされて了ふ。

庶務が大正區役所の人の臺所であると共に又物の臺所として仲々骨が折れる。事變以來特に消費の節減と不用物品の活用にも不斷の注意が拂はれてはゐるが時局關係事務の激増は人的に、物的に需要を大にし、その上物價高騰は豫算の膨脹に拍車をかける。大藏省の豫算とは舞臺が違ふにしても、こゝにも同じ悩みがある。

役所の文書は實に多い。「役所と文書」、この切つても切れない文書の關所もこゝにある。集配手は文書を籠に山の如く積んで行つて又山の如く積んで歸つて来る。使丁は八方へ飛ぶ。十二の校園使丁がきめられた時間に書類をドサツと持つて来る。

經同文書は嚴密に審査されて區長室へ廻される。役所が人の體ならば、此處は口であり、血管であり排泄機關である。もし此處の機能が一時的にもしろ停止されたらそれこそ役所は火事場の様な騒ぎを起すであらう。

その間にも各種證明願や宗教結社届を受附ける。タイプは氣ぜはしく叩き續けられる。

青年學校の本科一年が義務制の晝間制となるので學事も忙しい。又時局は市民調査、國勢調査、勞務動態調査、防空市民調査……と次から次へ統計調査を要求する。複雑錯綜せる社會現象を適確にキヤツチして大東亞建設への正しい企畫要素を提供するために統計係員も汗だくである。

事變前迄は講堂であつた今の總動員課の部屋は流石に廣くて天井が高い。「木炭、地下足袋、炭、ミル

ク、マツチの申請は町會係へ」と入口に貼り出してある。各種團體の役員がヒツキリなしにつめかける。時局を眞向から振りがぶつたこの時代の花形は猫の手も借りたい程である。町會の強化に團體の指導に區民の厚生に、或は又兵事々務の完璧に、援護事業の擴充にと愈々軌道に乗つて只一筋に時局對處の強化に向つて邁進して行くのである。此の光榮ある第一線精銳部隊を承る係員諸氏はこれ又大したハリキリ方である。

電話交換室を覗いてみると聲の關門たる共電式二座席自動交換機が据付けられて、その前に二人の交換嬢が妙なる機械の如く手と口を動かし續けてゐる。一日の通話數平均三百五十通だそうである。此處に擴聲器も据付けてあつて「全廳員にお知らせ致します。全廳員にお知らせ致します。……」と廳内の五つのスピーカーが一齊に報知する。過日防空演習の際、區役所防護團の敏速な活動も擴聲器が大いに役に立つたのである。

交換室を隔てゝ委員會室兼食堂がある。三十人以上の集會は此の部屋を使用することになつてゐる。ストーヴのない冷たい食堂ではあるが、こゝで職員達は節米してウドンを啜るのである。

廳員の誰一の保健場は屋上である。食後の休息も朝のラヂオ體操も屋上で行ふ。厚生會體育部長指揮の下に執務前十分間の體操には全員が出席する。又恒例の神社參拜やハイキングにも出席が直ぐ解る様に、出席の際には厚生會々員章を提出する事になつてゐる。

大正區役所厚生會の事業は實に多い。

- 1 吏道精神涵養に關する事項
- 2 執務能率の増進に關する事項

- 3 教養並に體位向上に關する事項
 - 4 福利厚生に關する事項
 - 5 會員の意志疎通に關する事項
 - 6 其他本會の目的を達成する爲必要な事項
- 右事業を行ふために、修養部、見學旅行部、體育部、厚生部、文藝部、庶務部が設けられこの組織下に系統立つた全職員の厚生運動が實踐されてゐるのである。
- 星上の壁に「今週の聲」原稿募集が次の如く貼り出されてある。

一、職場の聲

一、一般時局問題に對する所感

一、最近感銘深かりし書物、講演等の拔萃

投稿注意

○三百字以内

○原稿用紙隨意

○紙上匿名隨意

○原稿は庶務係文書迄

○取舍選擇は庶務課長に一任

これも厚生運動の一であらう。

役所の裏を覗くと三百坪餘りの空地がある。

休閒地ではない。第二次廳舎増築豫定地である。既に工費八萬五千圓で近代式の瀟洒な木造二階建が建設されることになり、地鎮祭も昨年十二月濟んで本年度末には竣工の豫定である。階下は會議室、第一、第二委員會室、階上は講堂で約五百人を收容出来る設備を有する事になつてゐる。屋上から見ると大正區は、林立する大小の煙突とそれから吐き出す煤煙で眞暗だ。生産都大正區は今躍動してゐる。そして大正區役所二百三十名職員の脈打ちも亦雄々しく響いてくる。

三、納 税

1 稅務事務概説

稅務事務は、國家又は地方自治團體に對し其の活動の榮養素を供すべき最も重要にして且つ不可缺少なる事務である。最近本市財政も膨脹の一途を辿り、稅務行政の地位は益々重要視されてきたが、今や未曾有の非常時局に際して更に一層その重要性を加へた。

區役所に於て取扱ふ稅の種類は左の通である。

一 般 會 計

〔所得稅〕分類・綜合
〔臨時利得稅〕

特別會計（地租、田租、其の他
地方分與稅（營業稅、個人營業稅

府稅としては次の如きものがある。

國稅附加稅Ⅱ地租・營業稅附加稅

獨 立 税Ⅱ船舶・自動車・電柱・不動産取得税・狩獵者・家屋・段別・藝妓
目 的 税Ⅱ都市計畫特別税家屋税・都市計畫税（地租割、營業税割）

又市税としては次の如きものがある。

國稅附加税Ⅱ地租・營業税各附加税

府稅附加税Ⅱ家屋・段別・船舶・自動車・電柱・不動産取得税・狩獵者・藝妓税の各附加税

獨 立 税Ⅱ市民・自轉車・金庫・犬・軌道・商品切手發行

都市計畫税Ⅱ地租・營業税・府稅獨立税・市稅獨立税の各割・家屋税

「督 勵」

納税者が納期限内に税金を完納しない場合には督促狀を發し、督促狀の指定期限内に納税を完了しないときは、滯納處分を執行することになつてゐるが、本市に於ては徵稅令書の指定期限を經過すれば先づ直ちに納稅勸獎をなす督勵制度を創設したのである。督勵の主眼とするところは納税者に理解ある納税をなさしめるためである。

「督 促」

督促とは徵稅令書を受けた納税人が納期限内に税金を完納しない場合に、督促狀によつて期限を指定し、てなす催告であつて、尙既述の如く、當市では督促狀を發する迄に先づ督勵によつて、納稅勸獎を徹底的に行ひ、その終了を俟つて督促狀を發付するのである。

「滯納處分」

督促狀を發付して其の期限迄に納税しないときは滯納處分に着手する。滯納處分とは、納稅義務を履行しない者に對し、其の履行を強制する處分である。納税人が督促狀の指定期限内に税金を納付しないときは、國稅滯納處分と同じ様に處分することゝなつてゐる。故に其の財産を差押へたる上は、金錢は直に税金に充て、金錢債權の差押は其の辨濟を受けてこれを税金に充て、其他の財産は公賣して其の公賣代金より徴收するのである。

斯くの如く、納税者の中には自己の納稅義務の重大なることを自覺し乍ら、實際納税に當りては利己的觀念に驅られて正當の納税を回避せんと圖り、若くは徒らに稅務當局者に反感を持ち、理由なくして稅務係員を中傷等することによつて事務の進行は著しく遅れるのである。次に簡単に本區の納稅成績を述べる

2 納 稅 成 績

輝しき紀元二千六百年は大正區役所稅務課に取つても亦榮光の年であつた。即ち去る十一月大阪稅務監督局長より「昭和八年以來七年間國稅定期分完納」に對する表彰を受けたのである。これは京阪神三地方を通じて我が大正區のみに與へられた榮譽であつて、かくの如く國稅納稅成績の良好なるは恐らく日本一と云つても過言ではあるまい。今や我國は外に東亞新秩序、否世界新秩序の強力なる指導者として、内に新體制の整備、高度國防國家建設に邁進せんとする秋、納稅奉國の益々緊要なることは言を俟たないのである。かゝる時に、この「完納」なる事實は全く大正區民各位の大政翼賛臣道實踐の熱ゆるが如き熱意を示すものであつて感激に堪えない次第である。

今昭和十四年度に於ける本區の國稅總額を見るに二百四十八萬一千五百九十九圓三十七錢と云ふ龐大な

る數字を示してゐる。而して納税者數は二萬九千四百四十人に及び本區の國稅擔稅力の逞しさを如實に示して居る。これによつて見ても我が大正區に於いて一ヶ年の收益高が如何に莫大なるか想像し得らるゝであらう。

本區はひとり國稅に於いて成績拔群であるばかりではなく、地方稅にあつても相當の水準を保つてゐる試みにこれを市稅について見るに、昭和六年度、即ち未だ港區出張所時代にあつては收入歩合九割六分四厘（十三區中第八位）であつたが、大正區として獨立せる七年度に於ては九割八分五厘（十五區中第四位）となり、八年度九割九分二厘（第三位）に進み、九年度九割九分二厘（第四位）を示し、十年度九割九度六厘（第四位）十一年度九割九分八厘（第二位）に昇り、十二年度九割九分八厘をもつて第一位を占むるに至り、十三年度も亦九割九分九厘にて第一位、十四年度九割九分九厘（第三位）となつてゐるのである前記の如く本區は常に他區と首位を争ひつゝあるの狀態で何人と雖もその成績佳良なるに一驚を喫せざるを得ないであらう。殊に昭和九年には大風水害に遭ひたるにもかゝはらず依然第四位を堅持せるは注目に價する。これは稅務關係職員一同の眞劍なる努力と區民の高邁なる納稅奉公心との力強き結合より生れたることを重ねて強調したい。

尙本年は週期的稅制改革が行はれ、特に所得稅に於いて著しき變化を見たのであるが、新しい試みとして吾等の關心を惹けるものに市民稅がある。その金額は大したことはないが納稅觀念を一般市民に扶植したる點に於いて大きな話題となるものである。本區にては調定額十七萬三千五百九十圓五十六錢、人員二萬五千四百七十二人となつてをり、十二月二十日現在の收入にあつては、十六萬七千一百十八圓九十九錢（二萬四千六百五十一人）となつてゐる。即ち稅額にありては九割六分三厘、人員に於いては九割六分八

厘となる。今未收入を見るに六千四百七十一圓五十七錢、八百二十一人を示してはゐるがこれも亦日ならずして完納となるを信じて疑はないのである。

市民稅はその納稅義務者の比較的多數なるに鑑みて町會との聯繫の下に區内各小學校にて校下區民の便宜をはかり十一月十九日より十一月二十八日迄の間に集合徵收を行つたのである。今その各校下の集合徵收成績を一瞥するに次の如くなつてゐる。

校 下	調 定		集 合		步 合	
	金 額	人 員	金 額	件 數	金 額	件 數
泉 尾 第 二	10,855.00	2,043	1,115.00	505	0.028	0.110
泉 尾 第 三	12,757.33	2,326	1,347.00	326	0.040	0.130
三 軒 家 第 一	6,087.19	1,599	1,670.00	400	0.061	0.535
三 軒 家 第 二	5,637.00	1,331	1,020.00	256	0.019	0.343
泉 尾 第 一	2,637.33	2,666	1,115.00	255	0.043	0.195
三 軒 家 第 三	9,633.33	2,043	1,711.00	690	0.018	0.331
大 正	17,400.33	1,557	6,911.00	319	0.020	0.111
鶴 町	10,153.00	2,509	1,434.00	1,001	0.010	0.393
北 恩 加 島	3,633.66	2,881	1,852.00	503	0.036	0.188
南 恩 加 島	17,600.00	2,910	4,000.00	210	0.015	0.093
港 南	10,186.00	1,779	5,750.00	406	0.016	0.151
新 千 歲	6,644.00	1,867	4,000.00	100	0.006	0.094
計	17,339.66	2,573	1,000.00	1,606	0.000	0.155

以上によつても明らかなるが如く市民税に於ても亦その成果見るべきものがあり、納税王國大正區の名に背かないのである。

次に本區には所謂滯納處分吏員（外勤）は他區に比して極めて少い。このことは本區の特質の一つであつて、滯納處分前の督勵に督稅係員のみならず徴稅係員の應援をも求め全力を擧げて徹底的徴收をはかり出来るだけ滯納處分件數の減少に努力を拂つてゐる次第である。かくしてこそ始めて前述の如き好結果を生むに至つたものと考へられる。

併し乍ら「督勵廢止」と言ふ理想の彼岸に達するにはまだまだ遠い。即ち納稅者の一部には「税金は集めにくるもの」との觀念を依然として持つてゐる人のあることは、誠に遺憾である。現下時艱克服の要望せらるゝ折柄區民各位の熱烈なる公益優先の精神に訴えんとするものである。

四、教 育

1 教育事務概説

現在教育事務には國家が市に委任したものと、市長を直接國家の機關として教育事務を執行させるものがある。昭和二年の學區廢止まで教育事務の主たる部分が區に屬し、區に學務係があり、之が事務を處理してゐたが、昭和二年學區廢止のため其の大部分の事務は市に移管され、現在では區役所庶務係中に教育事務の一部として左の如き事務が取扱はれてゐる。

○青年學校に關する事項

○私立學校に關する事項

——公立青年學校は市の令達を傳達し各種會合の斡旋をなして統制をする位の仕事であるが、私立青年學校並に私立學校に關しては各々の準據法令に依り設立廢止、教員任用其他の事項に關しては其書類の第一次經由廳として各般の事務を扱ふ——

○學校諸給與支拂に關する事項

——區内に在る市立中等學校、青年學校、小學校等の教員其他の給料より需用費、雜費等の經理並に其報告——

○學齡兒童就學に關する事項

——國が市長に委任してゐる義務教育の事務の中、區長に委任されてゐる學齡兒童の就學並に督勵に關する事務を扱ふ——

○學事統計に關する事項

——區内所在の總ての學校の學事に關する諸統計を各學校より提出させ之を集計して市に報告す——

○教員資格證明、學校關係の恩給證明並共濟組合に關する事項

此の外教育の發達助成の機關として區小學校長會、區教育會、區女教員會等の事務並區小學校醫會、區小學校齒科醫會等の團體事務をも執つてゐる。要するに教育といふ國家の重大事業が圓滑に運用進展さるればよいのであるが近代的産業區たる本區人口の激増は逐年校園施設の増設擴張を促し、特に新興教育機關たる青年學校の増設並に整備充實に伴ひ區役所教育事務の繁劇も亦著しきものがある。

2 學齡兒童

人口の増加に伴ひ當然に起るのは學齡兒童（滿六才に達したる翌日より滿十四才に至る八ヶ年を以て學齡とす）の増加であつてその就學狀況左表の如くである。

學齡兒童

種別	就學		不		總數	百中就學歩合
	兒童數	義務修了數	免除及 所在不明	計		
昭和十二年度	一四、三三三	三、一〇一	一七、三三四	三	四三	一七、六六六
十三年度	一四、五五五	三、二二七	一七、七九〇	三	四七	一七、八七七
十四年度	一五、二四〇	三、五五五	一八、九六六	三	五三	一九、〇四九
十五年度	一五、六六六	三、五〇九	一九、一五五	三	五九	一九、八四四

3 校園及學級

校園及學級

種別	小	尋常高等	學	校	青年學校	幼稚園
昭和十二年	四	七	一一	三一〇	六	四

種別	小	尋常高等	學	校	青年學校	幼稚園
十三年	四	七	一一	三一〇	六	四
十四年	四	七	一一	三一〇	六	四
十五年	四	七	一一	三一〇	六	四

「幼稚園」

大阪市立泉尾第一幼稚園 南泉尾町三丁目 私立三光、神恩、昭和幼稚園がある。

「小學校」

三軒家第一尋常高等小學校	（三軒家東國民學校）	三軒家東三丁目
三軒家第二尋常高等小學校	（三軒家南國民學校）	大正通五丁目
三軒家第三尋常小學校	（三軒家西國民學校）	大正通三丁目
泉尾第一尋常小學校	（泉尾東國民學校）	南泉尾町三丁目
泉尾第二尋常高等小學校	（泉尾北國民學校）	泉尾竹ノ町二丁目
泉尾第三尋常小學校	（中泉尾國民學校）	泉尾竹ノ町二丁目
北恩加島尋常高等小學校	（北恩加島國民學校）	北恩加島町
南恩加島尋常小學校	（南恩加島國民學校）	南恩加島町
鶴町尋常高等小學校	（鶴町國民學校）	鶴町二丁目
港南尋常高等小學校	（港南國民學校）	南恩加島町
大正尋常高等小學校	（大正國民學校）	小林町
新千歲尋常小學校	（新千歲國民學校）	新千歲町

「青年學校」

這般の青年學校令施行に伴ひ從來の青年訓練所と實業補習學校の一部を組織變更したる新興青年學校は量質共に頗に充實して來た。殊に今次事變に際し、その眞價は深く認識せられ其の義務制が昭和十四年四月勅令を以て同年九月府令により實施せられた。

現在本區に創設せられてゐる公立青年學校は左の十二校である。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 三軒家第一商業青年學校 | 三軒家第二商業青年學校 | 三軒家第三商業青年學校 |
| 泉尾第一商工青年學校 | 泉尾第二商業青年學校 | 泉尾第三商業青年學校 |
| 北恩加島商工青年學校 | 南恩加島商業青年學校 | 鶴町商業青年學校 |
| 港南商工青年學校 | 大正商工青年學校 | 新千歲商工青年學校 |

以上の就學狀況は左の通である。

就 學 情 況

年 次	區 別	學 校 種 別						就 學 者		步 合
		尋常小學校 卒業業者	高等科 入學者	中等學校 入學者	其他ノ學校 入學者	青年學校 義務就學者	就學者			
昭和十四年度		一、〇四〇	五七四	一一三	二三四	一一九	一〇一〇	八四九		
昭和十五年度		一、一〇三	六〇一	八九	三四三	七〇	五九〇	八四三		

尙當區工業の發展目覺しく各種會社、工場の激増年と共に著しく從て之に勤務する青少年の數相當に上

る。之等青少年に對する教育施設に付昭和十年青年學校令の發布せらるゝや、昭和十一年東洋紡績三軒家工場に區内最初の私立青年學校の設立を見、年を追ひ其の數を増し現在十九青年學校生徒數男一、四〇〇女四〇五を算す。

「工業學校」

- | | |
|------------|----------|
| 大阪市立泉尾工業學校 | 泉尾松ノ町五丁目 |
|------------|----------|

歐洲大戰後吾が國產業界は著しく發展し都市の子弟にして實業教育を希望する者激増したるに既設二、三の商工學校にては之等多數の希望者を收容し難き實狀に鑑み、大正十年九月十三日設置認可せられたもので、同十一年四月大阪市立市岡商業學校假校舍内に於て授業開始、同年十月現校舍竣工移轉せるもので總坪數三千二百四十九坪、校舍本館（延坪九三八坪餘）の外に雨天體操場（建坪一二八坪）實習場（延坪二、四四二坪）がある。

本科は紡織科、色染科、窯業科、化學機械科、應用化學科に分れ生徒數約八〇〇、學級二一、他に二部應用化學科がある。

「高等女學校」

- | | |
|-------------|----------|
| 大阪府立泉尾高等女學校 | 泉尾松ノ町三丁目 |
|-------------|----------|

大正十年四月大阪府立第七高等女學校設置認可、同月大阪市西區市岡町大阪府立市岡高等女學校として授業開始、同十一年四月大阪府立泉尾高等女學校と改稱せらる。同年六月現校舍に移轉す。昭和九年九月風水禍による校舍の被害多し、昭和十年四月被害修復及補修工事竣工、同十二年二月増築校舍落成。生徒數一、一〇〇餘名、學級數二一

- | | |
|---------------|---------|
| 大阪市立泉尾高等家政女學校 | 南泉尾町三丁目 |
|---------------|---------|

昭和十年十月一日設置、同十三年四月校舍改築、生徒數一九四、學級數四

4 教育 指 針

大東亞建設の秋、人的方面を擔當する教育に於ても現在及將來に適應すべき新體制が樹立されねばならないことは言ふ迄もない。菅野企畫部長が嘗て教育部長當時述べてゐられた様に、教育の所謂革新が必要である。今迄の教育は或る理想の平均人を假定してかゝる人間を作る事にあつて言はゞ陰の教育であつた。併しながら今後の社會に於ては積極的な何事かに秀でた、又は大勢の人を統率し得る様な大人物を要求してゐるから今後の教育は陽の教育、又は積極的な教育でなければならぬ。

又從來の教育は智識偏重の教育であつた。然し乍ら今後の教育に於てはかゝる智識偏重の教育は駄目であつて飽く迄人格的な教育でなければならぬ。即ち單なる智識或は記憶を授けると言ふ事が教育の本體ではなく内的の人間陶冶を目的とする所謂「行の教育」を盛にしなければならぬのである。

今一つ改めねばならぬことは從來の非常に功利的な教育方針である。この點特に實業教育の方面に於いて甚しかつた。この實業教育の指導精神が功利的であつたといふことは今迄の社會では必要であつたもので、未だ資本主義の發展しなかつた明治時代に於て企業を勃興せしむるためには功利心が非常に役立つたものであるが、併し今日の如く資本主義の本質と相容れない統制經濟の行はれる時節になれば功利主義は絶対に排撃すべきである。今後の教育に於ては教育者も生徒児童も如何にすればより多く社會に貢獻、國家に御奉公することが出来るかといふことが飽く迄第一義的でなければならぬ。そのためには今後の教

育はどうしても一人々々に國民的な自覺を特にはつきりと保持せしめ、體驗せしめる教育でなければならぬのである。

以上の根本的な三つの弊害が是正され教育新體制を樹立して新しい日本人を生ましめる事が今後教育の使命である。

神 社

村社 「八阪神社」 三軒家町三丁目 社掌 伊藤 正雄

創祀 寛永二年

村社 「素盞鳴尊・應神天皇 仁德天皇 菅原道真公
「八坂神社」 三軒家濱通三丁目 社掌 山口 親臣

創祀 正保四年九月

村社 「健速素盞鳴尊
「神明神社」 鶴町一丁目 社掌 尾崎 喜市

創祀 元和二年

村社 「天照皇大神 八幡大神 春日大神
「産土神社」 小 林 町 社掌 山口 和臣

創祀 天保三年

祭神 天照皇大神 應神天皇 住吉大神

「郷社茨住吉神社飛地境内末社」 泉尾松ノ町二丁目

創建 昭和十二年八月

主管者 郷社茨住吉神社々司、北邨正中

宗 教

1 寺 院 (昭和十五年末調)

寺院 八、住職 八人にして眞宗 三、淨土宗 三、眞言宗 一、臨濟宗 一である。

2 教 會

教會は年々増加の傾向を辿り昭和十五年末現在に於て神道教會總數四十、教師四十人、内殆んど天理教にして三十一教會、金光教五、神道大教二、大成教、神理教等がある。又佛道教會では總數十四、教師十四人、内眞宗最も多く九、眞言宗四、法華宗一がある。此の外にキリスト教四教會がある。以上本區に於ける教會總數は五十八である。

3 宗 教 結 社

宗教團體法に基く宗教結社は本區に於ては總數八十七、内神道六十六、佛道其他二十一で、既に殆ど認可済である。

4 宗教團體法

昭和十五年四月一日より宗教團體法施行せられ宗教團體及宗教結社に對し適用される事になった。宗教團體の設立には一定の要件のもとに主務大臣(教派、宗教、教團)又は地方長官(寺院、教會)の認可を受けしめ、物心兩方面に於て國家社會に貢獻をなし得る基礎の確立した宗團に對してのみ認可し、常に國家は一定の保護特典を與へ將來惡の華を開き惡の實を結ぶ懼れのあるものは若芽のうちにこれを摘み取りその善良なるものに對しては健全なる發達への溫床とならうといふのである。

斯くして宗教行政の充實を圖ることによつてその教化活動を益々旺にせしめ、非常時日本の精神力、所謂我の精神と不退轉の精神力の涵養に努力してゐるのである。尙區役所に於ては之等宗教に關する各種提出文書の經由廳として各般の事務を取扱つてゐる。

五、兵 事

1 兵事々務概説

戰時下日本の兵事に關する事務を直接市區民に接觸して行つてゐるところが區役所總動員課兵事係である。兵事々務はわが國民最高の義務遂行に關聯しその重要性については言ふまでもなく又現下非常時局に於てその事務は日に繁忙を加へ處理の正確且つ迅速を期するの要愈々切なるものがあり、事變前まで兵事係は戶籍兵事係に併合せられたるが昭和十四年十月總動員課の一係として陣容が整備されたのである。元來兵事の事務はすべて法規に準據して取扱はれるもので係員は常に法規を座右にしてその適用をあや

まらぬやう又時期を失して義務の遂行に齟齬を來したり便宜を失ふ事によつて思はぬ損失を生ぜしめたり不始末から處分を受けしめる結果を招來したりせぬ様、不斷の注意が拂はれそして市區民の最もよき忠僕として其の大切な義務を遂行せしむるに遺憾なからしむると同時に與へられたる範圍の便宜を十分に供與して市區民のためを計り、又國家の重要な事務を完全に遂行して區役所兵事係員に課せられたる使命を充分に果すべく努力してゐるのである。

兵事々務は之を大別すると左の通になる。

- 徴集に關する事務
- 徴募に關する事務
- 召集に關する事務
- 徴發に關する事務
- 在郷軍人に關する事務

2 壯丁教育程度

次に昭和十五年度壯丁の教育程度を示してゐる。

昭和十五年度壯丁教育程度表

(百分比)

不就學	尋常小學中途退學	尋常小學卒業	青年學校普通科修了	高等小學卒業	青年學校本科卒業	中等學校中途退學	中等學校卒業	專門學校卒業	大學卒業	合 計
〇・一%	一・一%	一七・六%	〇・一%	五六・七%	四・五%	六・八%	一〇・八%	一・七%	〇・六%	一〇〇%

3 軍事援護

今次事變勃發するや隣保相扶の道義に基き、各般の援護をなし應召の將兵をして些かも後顧の憂なからしめんが爲、管内各校下毎に援護組合を結成し區役所に於ては臨時軍事援護部を設置して援護の適正連絡に従事しつゝあつたが事變長期化の必然と政府の戰時體制化に則り區職制を改革してより一層時局事務の統合強化を計る事になりこゝに團體係が新設されたのである。斯くして軍事援護に關しては有形無形に援護の萬全を期すると共に銃後民心の指導、民力の涵養、精神總動員運動の綜合實施指導等に努めた。その後引續いて總動員課が設置され、軍事援護の事務に就ては事變の推移に伴ふ複雑多岐なる事務の遞増に對し全く陣容を整備したのである。斯くして夫々軍事援護相談所を中心として活動し法令に依る援護は勿論法令に依らざる者も、生活扶助、醫療、生業に傷痍軍人の保護指導、遺族の援護紛争調停等に或は又銃後奉公會、商業奉仕委員、傷痍軍人會大正區分會等の活動を各々調整し、物質的援護は勿論精神的援護にも特に重點を置き、各銃後奉公會長と協力して留守宅家庭に於ける遺族の精神教化に努めつゝあるのである。元來銃後援護の事務たるや出征將兵の勞苦を偲び感謝報恩身自ら湧き出で溢るゝ眞心によつてこそ洵の援護を爲し得るのであつて、銃後の鐵壁を期する爲には奉公會役員の講習會も已に十數回開催してゐるのである。

出征軍人遺家族の精神援護とは、物質のみでなく遺家族としての矜持と精神的緊張とを失はず、どこ迄も自力獨行への芽生ゑを齎すべき新しき力と糧を與へることであつて、このためには昭和十四年以降各校下奉公會主催により二十數回の留守宅婦人の會を催したり或は又軍事援護相談所主催による懇談會等も已

軍事援護相談所は昭和十二年八月設置、同十三年十二月改組擴充せられたものでその取扱件數實に三千件を超へ、殊に紛議調停の爲に相談委員を委嘱せられて懇談又は委員會を開催すること二十數回、しかも長時間に亘ることは素より時、深更に及ぶことも數回あり。此間統後奉公會長、警察署長は相談委員として英靈への感謝と遺族援護の崇高なる念願を以て懇切に指導調停に努め大なる成果を得てゐるのである。

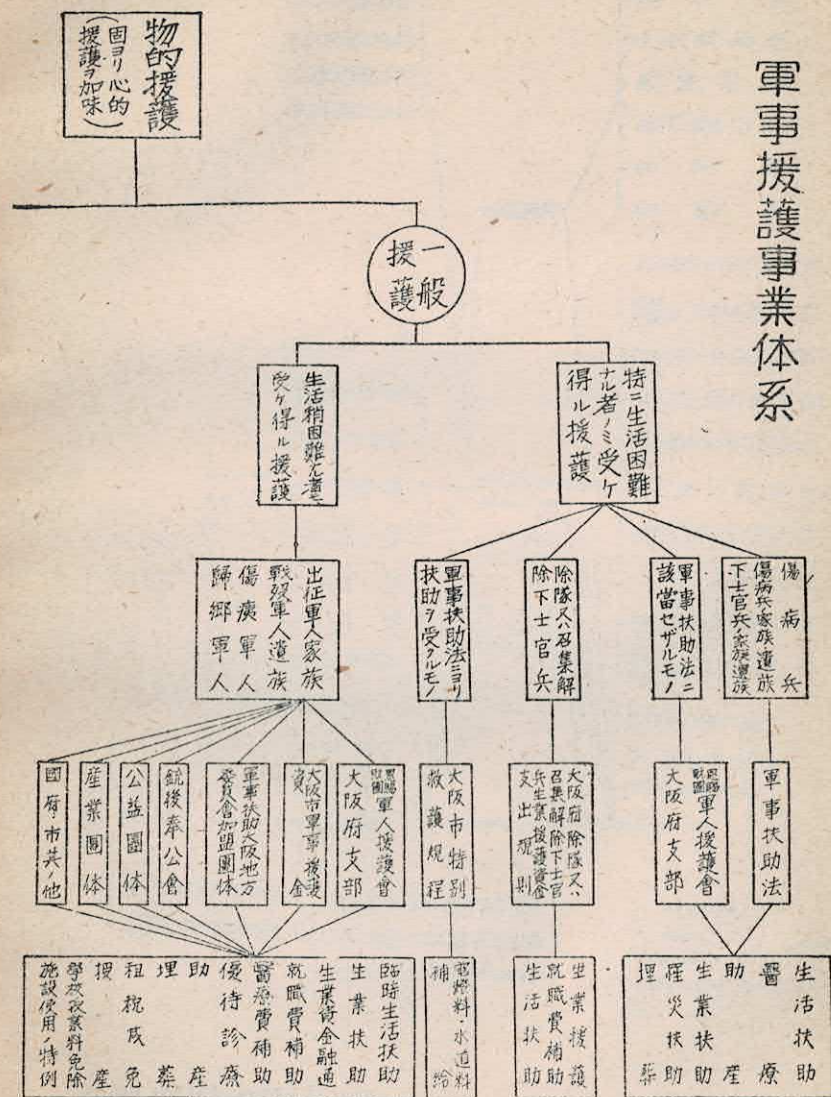
傷痍軍人に對しては醫療授職管旋、恩給手續其他に遺憾なきを努め殊に療養は緊急を要するものであるから手續を迅速にし傷痍軍人會大正區分會と協力努力してゐる。即ち傷痍軍人五訓を座右の銘とし戰場に於て砲煙彈雨の間に磨き上げたる軍人精神を基礎とし身體の障害を克服し心身の鍊磨に務める様懇切に指導してゐるのである。

銃後奉公會は昭和十四年四月從來の援護組合が改組せられ、國民皆兵の本義と隣保相扶の道義に基き、郷一致兵役義務服行の準備を整ふると共に軍事援護の完璧を期し、義勇奉公の精神を振作する目的とを以て、小學校通學區域により設置され、區役所に聯合會を置き、區長會長となり之を統制し、爾來奉公會長始め、役員の熱烈不撓の奉仕的精神によつて銃後援護に完璧を期しつゝあり。

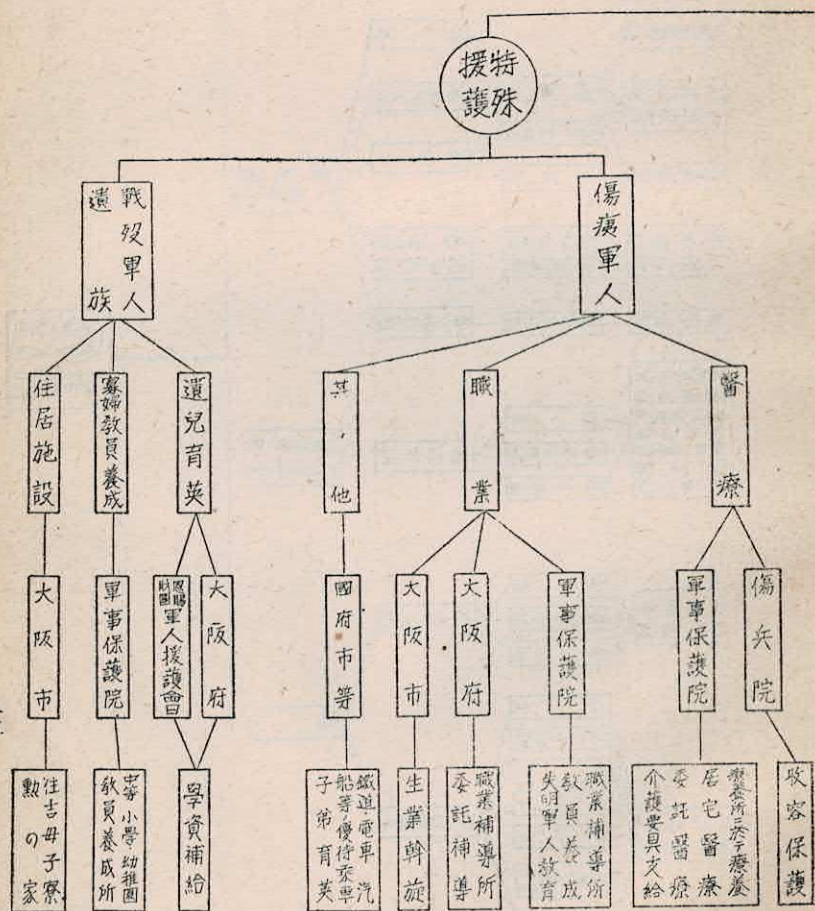
軍事援護の機關及事業體系を圖示すると次の如くである。

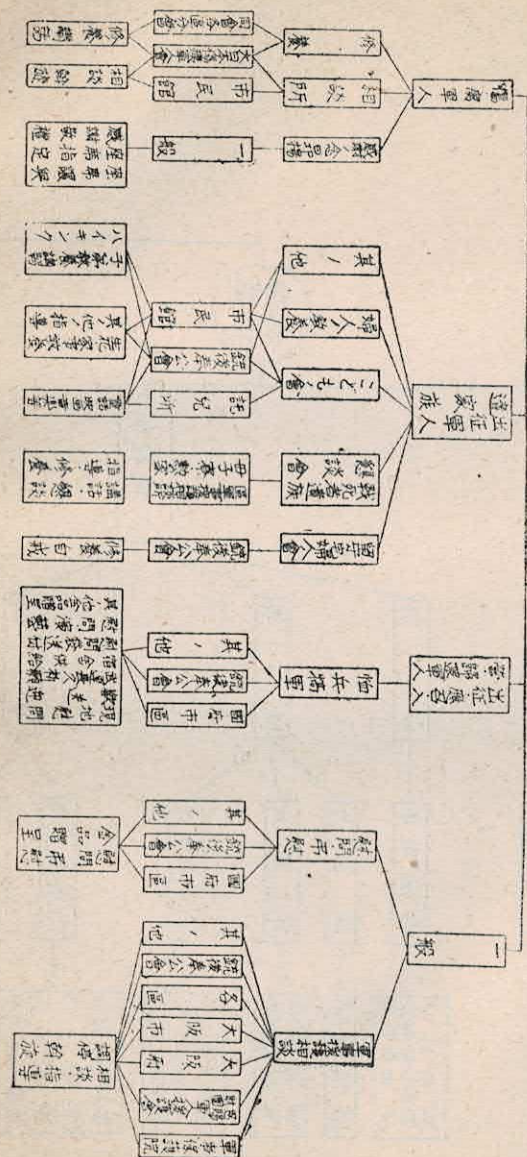
[illegible]

軍事援護事業体系



特
殊
援
護





六、厚生

1 意義

民族の優否は國家の盛衰興亡を招來する。進展興隆の國家には恒に優秀なる民族が控へて居り國力の消長は一に人的要素の如何にかゝつてゐる。一國の運命は國民個々の心身にある。すなはち健全なる精神と強靱なる體軀を具へ健啖し、善眠し、思索し、勤勉する潑刺たる國民が都鄙に遍くするに於て、國運の隆昌は期され、世紀の霸業は遂行せられるのである。厚生の意義亦こゝに存するのである。

今や新東亞建設の旗幟を押し立て、興亞の大理想實現へと邁進しつつある吾が國の推進力は、磐石として搖ぎなき國力に外ならぬが、就中其の重大要素たる人的資源の確保こそは、長期建設の基礎をなすものと云はねばならぬ。尤も他方國力の要素として物的資源の方面にも重點を置かねばならぬことは勿論であるが、物を生産し使用活用するものは人であることよりして、「國力の基は人的資源にあり」と言つても決して過言ではないであらう。加之人的資源は國家が必要に應じて之を急造するわけには行かない。假令黄金の山を以てしても、一人の資源をすら得ることは出來ず人爲を以てしては如何とも爲し難い。此の意味に於て現在國家が凡ゆる方面に要求する青壯年者の體力向上の問題は寸時も忘れてはならぬ重大時であるが、更に進んで其の質的優生化に力を注ぎ、生産戰線勤勞者の活動力の増強と民族の發展に懸命の努力を續け、新東亞建設の推進力を築き上げねばならぬことは刻下の急務なりと言はねばならぬ。特に人と物との活動激烈なる一大交響樂を演ずる都市に於ては、此の問題に關する細心の注意と熱意と努力とに依る、

晝夜を別たぬ萬遺漏なき對策が重要である。厚生之意義も亦こゝにある。

2 區役所厚生事務概説

此の社會の要求に基いて設けられた區役所總動員課總動員係厚生では從來の庶務係に於て取扱はれた消極的事務から一步進んで、積極的厚生運動に乗り出したのである。殊に戦時下殷賑産業の中心地たる我が區に於ては、産業勞務者及其の家族の厚生運動や煤煙防止に關する問題等々が眞剣に考へられ、又各人の厚生思想の普及徹底並に厚生指導に就ても懸命の努力がなされておるのである。

次に本區に於ける取扱件数を累年比較する。

救護法に基に事務

種	別	居宅救護	收容救護	計
昭和十二年	世帶數 實人員 金額	八二 一八八 九、六五四・二八	八七 八八 一四、四二九・二九	一六九 二七六 二四、〇八三・五七
昭和十三年	世帶數 實人員 金額	六九 八五 五、二四五・二四	一三三 一四三 一四、九七〇・五五	二〇二 二二八 二〇、二一五・七九

昭和十四年	世帶數 實人員 金額	九〇 一三二 七、九七一・七一	一三二 一四二 一三、五七三・九七	二二二 二七四 二一、五四五・六八
昭和十五年	世帶數 實人員 金額	九四 一三一 一三、六〇〇・二〇	八六 八九 一一、七六六・四四	一八〇 二二〇 二五、三六六・六四

母子保護法に基く事務

種	別	居宅救護	收容救護	計
昭和十二年	世帶數 實人員 金額	三八 一三九 六、七七六・一一	二 二 一一二・七〇	四〇 一四一 六、八八八・八一
昭和十三年	世帶數 實人員 金額	七四 二四八 九、八九〇・四三	二 二 四〇・六〇	七六 二五〇 九、九三一・〇三
昭和十四年	世帶數 實人員 金額	七四 二四八 九、八九〇・四三	二 二 四〇・六〇	七六 二五〇 九、九三一・〇三

昭和十五年	世帯數	七二	二五二
	實人員	二五一	二五一
	金額	一五、五一六・八〇	一五、五一六・八〇

精神病者監護法に基く事務

昭 和 十 五 年	昭 和 十 四 年	昭 和 十 三 年	昭 和 十 二 年	人 員	延 人 員	繰 替 金 額
一 九	一 一	三 四	一 〇 六 _人	二 八、 四 一 六 _人	二 八、 六 一 七 _円	
				八、 〇 三 六	一 二、 六 四 九	
				三、 四 八 〇	三、 三 〇 六	
				一、 一 五 七	一、 一 四 七	

右表は精神病者監護法に依るものゝみにして、其他精神病院法に依るものは昭和十五年末現在で八十一名に上る。

行旅病人、準行旅病人、行旅死亡人取扱件數

種別	行旅病人	準行旅病人	行旅死亡人	計
昭和十二年	人 延人員 繰替金額	二四一 五	七五二 五	九二〇 七
	二六四・〇〇	三二六・〇〇	九二・〇〇	九九二・〇〇
				一、〇〇〇 一七

昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年 (十二月末現在)
人 延人員 繰替金額	人 延人員 繰替金額	人 延人員 繰替金額
一七八・〇〇 一九九四	四四九・〇〇 六一二五	三八八・〇〇 五五二三
三一・〇〇		
九六・〇〇 六六	六三・〇〇 四四	三二・〇〇 二二
三〇五・〇〇 二〇五 一〇〇	五一二・〇〇 六一六九	四二〇・〇〇 五五四五

種痘

種別	善感人員	不善感人員	檢診未了人員	計
(十二年)	一期 二、一六九 二期 二、二二	一期 一一五 二期 八一	三三四 —	二、六一八 一〇三
計	二、一九一	一九六	三三四	二、七二一
(十三年)	一期 二、八四〇 二期 一、一二一	二期 二、二二三 三期 二、三九五	二二三 一一一 三四四	三、二九五 三、六二七 六、九二二
計	三、九六一	二、六一七	三四四	

(十四年)	一期	二、六二八	六九	一一六	二、八一三	(臨時種痘人員 五一、六二二)
	二期	一、三三九				
(十五年)	一期	三、九六七	一、五八六	一二二	五、六七五	
	二期	三、一六八				
十一月迄	一期	八九〇	二、〇三〇	三〇二	三、五七九	
	二期	四、〇五八				
計			二、一三九	四〇一	六、五九八	

カード世帯及人口

	總數		第一種		第二種		全世帯 (昭和十四年 10月1日)	全世帯千 付カーF世帯	全人口 (昭和十四年 10月1日)	全人口千 付カーF人口
	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口				
尾	241	994	104	371	137	623	—	—	—	—
三軒家	167	611	86	250	81	361	—	—	—	—
計	408	1,605	190	621	218	984	32,600	13	152,300	11
大阪市	19,760	76,145	7,068	22,117	12,692	54,028	715,500	28	3,394,200	22

○第一種ハ獨身ニシテ自活ノ途ヲ得ザルモノ、獨身ニアラザルモノノ扶助者ナク貧窮疾病其他ノ事由ノタメ公私ノ救助ヲ受クルニアラザレバ自活困難ノモノ。

○第二種ハ職業、收入ノ安否、家族ノ員數ニヨリ異ナルト雖モ大要ニシテ自活シ得ルモノ朝事故ニ遭遇スルトキ急ニ自活困難ニ陥ル虞アル生計餘裕ナキモノ。

「國民體力法に基く體力検査に就て」

國家活動力の本源であり國力の基礎たる我國民の體力の現狀が甚だ憂慮すべき狀態にあり、殊に未成年者の體力向上を親權を行ふものゝみに委せらるゝ狀態にある事は、甚だ遺憾であつて、速に之が對策を講ずる必要があるといふので作られたのが此の國民體力法で昭和十五年四月八日制定せられたものである。

早速本區に於ては此の法規に基いて、同年十月三十一日迄に豫め各町會の手を経て調査せる被管理者(満十七、十八、十九歳の男子)に届書用紙を交付申告せしめたところ、該當者約五千二百餘名に達したのでその内同施行令第十八條の規定による國及道府縣の事業場の使用せられる者を除いて體力検査を實施したその要項左記の通である。

場所 大正尋常高等小學校 三軒家第二尋常高等小學校
日 自昭和十五年十一月十五日 至昭和十五年十二月八日

第一回検査

時 自午前九時 至午後零時三十分

検査内容 視力検査、ツベルクリン注射

受検者 約二百名

第二回検査

時 自午後一時 至午後五時三十分

検査内容 身體計測(身長、體重、胸圍)

眼科(眼疾、色神)

口腔

花柳病
内科（ツベルクリン反應を含む）
運動機能（二十五疋の上腕を負ひ、二十米のコースを三廻測定）
受検者 約二百名
「受検者總數」

計 十七歳 一、四二三人 十八歳 一、三七二人 十九歳 一、三二五人
四、一二〇人

検査の結果疾病異常に就ては結核性疾患、花柳病、精神病、癩及特に指導を必要とする慢性疾患又は其疑ある者は市保健部に於て更に精密検査を行ふことになつてゐる。其他の輕症患者若しくは罹病の虞ある者に對しては検査の際個々に就き管理醫より夫々懇切に指導注意をした。

身體計測疾病及運動機能検査の結果、統計は目下作製中であるが總て十七、十八、十九歳の年齢別に區分し概評に就ては「可」「要注意」「要精檢」の三種に、又身長に就ては一一一種より一七五種に至る間各一種毎に體重に於ては二〇疋より八五疋に至る間一疋毎に、胸圍に於ては五〇種より一〇〇種迄一種毎に、又視力に就ては裸眼視力兩眼〇・九以下〇・一以上のもの、同一眼〇・九以下〇・一以上のもの、同兩眼共〇・九以下〇・一以上のものを、又聽力、色神、ツベルクリン反應及運動機能に就ても細密なる統計を作成することになつて居る。故に此の統計完成の上は區内青年中堅層の體位體力並に保健の狀態を推知すべき有力なる資料となるであらう。

3 社會施設一覽

種別	社會事業名稱	組織	所在地	創立年月	所有土地建物面積	
					土地 一ヘクタール	建物(延) 一ヘクタール
児童保護事業	養乳幼児保護	市	鶴町一丁目	大正8.7	7.5	1.2
	鶴町第一託兒所	市	鶴町三丁目	昭和10.4	14.5	1.8
	泉屋託兒所	市	泉屋廣通四丁目	昭和12.11	8.3	2.6
	救世軍希望館	財團法人	北泉屋町一丁目	大正4.10	7.1	4.1
少年保護	少年保護	市	鶴町一丁目	〃	8.6	131.5
	住宅供給	市	鶴町三丁目	〃	9.12	475.4
	鶴町第二住宅所	市	鶴町一丁目	大正8.7	5.9	260.8
	宿泊保護	市	平尾	昭和8.9	6.0	19.0
經濟保護事業	宿泊保護	市	泉屋松ノ町二丁目	〃	4.2	3.8
	大坂労働共勵館	府	鶴町一丁目	大正8.7	7.4	7.7
	公設浴場	市	鶴町三丁目	〃	1.7	1.4
	公設浴場	市	南泉屋町一丁目	昭和10.6	4.1	2.4
社會教化事業	公益質屋	市	南泉屋町一丁目	昭和9.5	1.5	1.5
	公衆食堂	市	大正市民館内	大正14.6	〃	〃
	公衆食堂	市	鶴町宿泊所内	〃	〃	〃
	社會教化事業	市	南泉屋町一丁目	昭和3.5	3.6	2.2

4 衛生施設

「下水道」

昭和九年九月の風水害及び昭和十年六月乃至九月に於ける前後六回に亘る水禍に鑑み下水処理事業達成の必要を痛感するに至る。依て茲に市勢發展の状況に鑑み下水道の急施を要すると認めた地域に對し第五期下水道事業として之を實施することに決し、其總排水面積は約六千三百九「ヘクタール」八九、計畫處理人口約二百二十六萬一千人で其の處理方法は總て近年顯著な成功を収めた促進汚泥法に據つてゐる本事業は昭和十一年度以降七ヶ年繼續事業として施行せられるもので之に要する事業總額五千八百五十萬圓であつて、内本區に於ける事業概要を示せば次の如くである。

○區 域 大正區の大部及西部の一部

○排水面積 約一、四二六ヘクタール

○豫想處理人口 約五十七萬三千人

○處理場 抽水所及下水道幹線

(イ) 千島處理場

位置 大正區千島町地内

面積 約五萬平方米

主要設備 沈砂池、沈澱池、唧筒場、放流溝、淨化裝置、自家用原動設備等

(ロ) 小林抽水所 (擴張)

位置 大正區大正通地内

面積 約四千三百九十平方米

(ハ) 下水道幹線 市岡千島幹線、鶴町大正通幹線、南恩加島幹線、難波千島幹線

○排除方法 小林抽水所其他各幹線より導きたる汚水を千島處理場に於て促進汚泥法に依り淨化處理し、降雨時にありては晴天時の四倍を淨化處理し殘餘は各抽水所及處理場に於て、沈砂除塵を施したる後、夫々尻無川及木津川に排出する。

「塵芥汚泥處理場」

○大阪市木津川塵芥焼却場

所在地 南恩加島町四七九番地

大阪市水運の動脈、木津川尻に沿ひ、敷地面積四、九二六坪、現在第一乃至第六工場より成り、焼却爐の數五八、一日十二萬二千貫の焼却能力を有する大阪市最大の塵芥焼却場である。

本場は大正五年の創設にかゝり、創立當初は現在の第一工場のみなりしも、爾來大正七年、昭和四年、昭和九年の三回の増設を経て今日に至つたのである。

各工場の爐の様式は第一工場は自然通風式、第二、第四は送風式、第三、第五、第六は強壓加熱送風式である。全市の河川沿岸に設けられた蒐集場より積出されて、本場に搬入された塵芥は起重機又は捲揚機（ホイスト）にて之等の爐の上部より投入され、焼却されるのである。本場配置人員は市吏員九名、従業員一二五名にして日々全市の各家庭から排出される塵芥三十五萬貫の三分の一は此處にて焼却処分されるのである。

焼却に依つて生じた残滓も、自然通風式爐より生じたものは肥料灰として、又送風爐より生じた硬質の灰滓は埋立地用に賣却されてゐる。

本場に於ては單に塵芥の焼却のみならず、塵芥炭の製造施設をも備へ炭化物の生産に力むる一方、夏期西風の出現時に於ては焼却を行はず、設けられた粉碎機にて粉碎する方法を採用しつゝあるも本場の特色とすべき點である。

尙本場には附屬實驗室を有し、技手、技術員の手により塵芥有償化の研究に不斷の努力が捧けられてゐる。焼却場で處理せられる以外の汚物は低地の埋立、堆肥或は海中投棄等によつて処分してゐるのである。都市の清掃は市區民の協力に俟つものが頗る多く塵芥取扱上次の如き注意が肝要である。

×塵芥箱は堅固完全に本市標準容器を使用のこと

×塵芥箱に土砂を混入せず、危険物を入れぬこと

×塵芥をぬらさぬこと

×廢物はつとめて利用すること

「火 葬 場」

小林町に小林火葬場がある。境内六〇・八六アール、内火葬場建坪六・三七アール禮祭場二・三四アールにして火爐二十九臺を有す。

「醫 療 機 關」

泉尾健康相談所、泉尾診療所、トラホーム泉尾診療所等がある。

「衛 生 組 合」

○三軒家衛生組合（三軒家町一丁目）

○鶴町衛生組合（鶴町三丁目）

○泉尾衛生組合（泉尾上通四丁目）

「其 他」

大正區醫師會、大正區藥劑師會、大阪府齒科醫師會大正區支部、産婆會大正區支部等があり各々醫事衛生の發達進歩、公衆衛生思想の涵養につとめてをる。又傳染病等も之等施設の整備により、その死亡は漸減してをるが、本區に於て昭和十五年度十一月末發生三五五名中、六一名の死亡をみた事は、歐米都市に比し未だ、遜色あるを免れないから今後一層の努力が肝要である。

傳 染 病 發 生 數

病 名	發 生 數	全 治 數	死 亡 數
腸 チ フ ス	七七	四〇	一九

赤痢	一五六	一二八	二五
ジフテリア	七五	五三	一四
猩紅熱	二九	二六	一
流行性腦脊髄膜炎	一	一	一
バクテリヰア	一七	九	一
計	三五五	二五六	六一

七、各種團體

1 町會

「町會の結成」

「秋深し隣は何をする人ぞ」九尺二間の棟割長屋のしがたない生活ですら、この壁一重がくろ鐵のジグフリード線そのまゝに隣家の生活状態の片鱗すら窺知するを許さず、生き馬の目さえ抜くと謂ふ大都市の真中で、ロビンソン、クルソー然と我不關焉を極めこむ手輩の多かつたのも餘り遠い昔話ではない。それが今次事變勃發以來の時局の重大性は日本人本來の愛國愛市の熱情を驅り立て、「向ふ三軒兩隣り」の親愛を緯とし「遠くの親類より近くの他人」の隣保相扶の精神を緯とした在來の五人組制度に時代の息吹を吹き込んで銃後の護りに適はしい新な公共的機能を發揮する町會結成への機運を醸成し、市民一般の町會

に對する正しい認識も著しく高まつて來た。時宛も政府の提唱せる國民精神總動員運動の實施はその實踐母體として規律統制ある町會の結成を要望し、他面年と共に益々複雑多端となつた自治行政の補充機關としての町會の必要性が強く要請せられるに至つたので、本市に於ても之が結成に着手し關係者の倦まざる努力は近々百日に滿たすして昭和十三年四月十七日自治制發布五十周年を機として全市一齊に三千町會の成立を見たのである。

本區に於ても當時全區に分布せる既成町内會約二百六十、會員約一萬三千を改組し、或は新に結成するため、公同委員、方面委員、衛生組合、防護團、青年團、教化委員、小學校長其他各所の有力者が、關係官署方々の臨席の下に幾度か協議會を開き、各通學區域毎に助成委員を設けて、愈々實行運動に着手したのが同年一月末日であつた。その後委員諸氏の非常なる熱意と區民の理解とによつて全市に廻り逸早くも二月中旬にその結成を見たのである。

爾後この結成間もない町會を中心とした眞摯多彩な活動は國民貯蓄の奨励、金の賣却、廢品、不用品の回收に、さては軍事援護の助成に、或は災害防止や勤勞奉仕に幾多の美話佳話の華を咲かせ輝しい成果を収めたので本區町會の活動狀況は普く全市の視聽を集めるに至つた。

「町會の整備強化」

昭和十三年町會結成せられてより二年有餘國民精神總動員運動の實踐母體として、又自治行政の補充機關として眞に目覺しき活動を續け戦時下各般に亘る區民生活の強化に努め健全順調なる發達を遂げて來たのである。

その間時局は益々多事多端を極め、高度國防國家體制の完成は不動の國是として決定され、之が具現の

ためには萬民翼賛の國民組織の確立といふ事が、現下舉國的緊要課題となつて來たのである。茲に於て之の基底たるべき町會は今や其の性格、任務に於て本來の美點たる自主自發の特性を十分に發揮すると共に益々國家の戰時的要求を滿たすべき一層強力且つ公的なものとして擴充強化の要愈々切實を加ふるに至り、本市に於ては、政府の示達に基いて昭和十五年十一月二十一日大阪府町會規程が制定公布せられ、その方針を闡明にし、又市長告諭を以て全市民の協力を要請せられたのである。本區に於ては早速この趣旨、規程に基き、十二町會聯合會、一三四町會の整備強化をはかり十二月末には町會長、役員に至る顔振れも一新し、大政を翼賛し奉る眞の力強き町會の成立をみたのである。

大阪市町會規程

第一章 町 會

第一節 總 則

第一條 本市町會ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ設立シ其ノ事業ヲ行フ

第二條 町會ハ隣保團結シ地方共同ノ任務ヲ遂行スルト共ニ國策ノ貫徹ヲ期シ萬民翼賛ノ實ヲ舉クルヲ以テ目的トス

第三條 町會ノ區域ハ町（丁目）ノ地域ニ依ル但シ地域内ノ戸數三百ヲ超エ又ハ百ニ達セサルトキ其ノ他市長必要アリト認ムルトキハ市長別段ノ區域ヲ指定スルコトアルヘシ

第四條 町會ノ名稱ハ當該町（丁目）名ヲ冠シ大阪府何區何々町會ト稱ス

第五條 町會ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ以テ會員トス

一 區域内ニ在ル世帯

二 區域内ニ在ル法人、學校、病院、工場、倉庫、營業所、事務所其ノ他之ニ準スルモノ

第六條 會員ハ町會ノ目的達成ニ協力シ其ノ會費ヲ負擔スルモノトス

第七條 町會ノ事務所ハ會長ノ適當ト認ムル所ニ之ヲ置ク

第二節 事 業

第八條 町會ハ第二條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 敬神崇祖ニ關スル事項

三 厚生、矯風及修養ニ關スル事項

五 家庭防空組合ノ育成指導ニ關スル事項

七 愛國、愛市、愛郷精神ノ涵養ニ關スル事項

九 官公署トノ連絡ニ關スル事項

十一 其ノ他必要ナル事項

二 隣保親睦及相互扶助ニ關スル事項

四 保安自警ニ關スル事項

六 經濟生活ノ安定ニ關スル事項

八 國策及市區行政ヘノ協力ニ關スル事項

十 各種團體ヘノ援助協力ニ關スル事項

第三節 機 關

第九條 町會ニ左ノ役員ヲ置ク

會 長 一 人

會計幹事 二人以内

役員ノ任期ハ一年トス但シ重任ヲ妨ケス

役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

中途就任シタル役員ノ任期ハ其ノ殘餘期間トス

第十條 會長ハ隣組組長ノ協議ニ依リ推薦スル區域内ノ者ニシテ市長ノ適當ト認ムル者ニ付市長之ヲ委嘱ス

副會長、監事及會計幹事ハ隣組組長ノ協議ニ依リ推薦スル區域内ノ適任者ニ付區長之ヲ委嘱ス

組長ハ隣組組長ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條 會長ハ町會ヲ代表シ會務ヲ掌理ス

會長ハ町常會ヲ開キ其ノ座長トナル

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理ス

監事ハ會計其ノ他ノ會務ヲ監査ス

會計幹事ハ町會ノ會計一切ヲ司ル

組長ハ會長ノ命ニ依リ會務ノ執行ニ當ル

第十二條 町會役員ハ無報酬トス

第十三條 町會役員ヲ以テ町常會ヲ組織ス

町常會ハ毎月之ヲ開催シ會務ノ執行ニ付協議ス

第十四條 町會ハ其ノ目的ヲ達成スル爲メ部門制度ヲ設クルコトヲ得

第十五條 第九條ニ定ムルモノ外町會ニ必要ナル職員ヲ置クコトヲ得

職員ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第十六條 會長ハ毎年一回以上會務及會計ノ狀況等重要事項ヲ會員ニ報告スルモノトス

第四節 隣組

第十七條 町會ハ其ノ目的達成ヲ圖ル爲メ其ノ區域ヲ分チ隣組ヲ設ク

第十八條 隣組ノ區域ハ概ネ左ノ標準ニ依リ町常會ノ議ヲ經テ會長之ヲ定ム隣組ノ廢置分合、區域變更ヲ爲サントスルト

キ亦同シ

一 隣接スル十世帯内外

二 十世帯以上ヲ收容スルアパート、寄宿舎、貸事務所及之ニ類スルモノ

第十九條 隣組ノ名稱ハ一連番號ヲ付シ何々町會第何組ト稱ス

第二十條 隣組ハ毎月必ス組常會ヲ開キ各種事項ノ實踐ニ努メ併セテ會員相互ノ親和輯睦ヲ圖ルモノトス

第二十一條 隣組ニ組長ヲ置ク

組長ハ組内ノ適任者ニ付組常會ノ協議ニ依リ之ヲ定ム

組長ハ組ヲ代表シ組内各般ノ世話ニ當ル

組長必要アリト認ムルトキハ第二項ノ例ニ依リ副組長一人ヲ置クコトヲ得

副組長ハ組長ヲ輔佐シ組長事故アルトキハ之ヲ代理ス

組長及副組長ノ任期ハ一年トス但シ重任ヲ妨ケス

第九條第三項及第四項ノ規定ハ組長及副組長ニ之ヲ準用ス

第二十二條 組長及副組長ハ無報酬トス

第二十三條 隣組ハ組長及副組長ヲ決定シタルトキハ直ニ町會ニ報告スヘシ

第二十四條 隣組ニ月當番ヲ置ク

月當番ハ各戸輪番トシ組長ノ指示ヲ受ケ組内諸般ノ事務ニ従事ス

第五節 會計

第二十五條 町會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十六條 町會ノ經費ハ會費、助成金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十七條 前條ニ定ムル收入ハ之ヲ歳入トシ一切ノ經費ヲ歳出トシ歳入歳出ハ之ヲ豫算ニ計上スヘシ

第二十八條 豫算ハ年度開始前、決算ハ年度終了後二月以内ニ之ヲ會長ヨリ町常會ニ提出シ其ノ承認ヲ經ルモノトス

前項ノ承認ヲ經タルトキハ會長ハ豫算、決算及事務ノ概要ヲ市長ニ報告スヘシ

第二十九條 豫算ノ追加、更正及流用ノ必要アルトキハ町常會ノ議ヲ經テ之ヲ行フモノトス

第三十條 會費ハ町常會ニ於テ其ノ徵收額標準ヲ定メ會員ニ應分負擔セシムルモノトス但シ會長必要ト認ムルトキハ町常會ノ議ヲ經テ減免又ハ猶豫スルコトヲ得

第三十一條 會費ハ毎月組長之ヲ徵收シ會計幹事ニ送納スルモノトス

第三十二條 會計幹事ハ會長ノ命令アルニ非サレハ收入支出ヲナスコトヲ得ス

第三十三條 町會ノ收入支出ハ所定ノ傳票ニ依ルモノトシ總テ證憑書類ニ依リ之ヲ整理スヘシ

第三十四條 財産及現金ノ保管方法並條件附寄附金ノ收受ハ町常會ノ承認ヲ受クルモノトス

第三十五條 會計幹事ハ所定ノ帳簿ニ依リ常ニ記簿整理シ會長ニ經理狀況ヲ報告スルト共ニ隨時之ヲ町常會ニ提示スヘシ

第三十六條 他ノ團體ヨリ經費徵收ノ委託ヲ受ケタルトキハ町會ノ會計ト區別シ其ノ收入支出ヲ明確ナラシムヘシ

第六節 簿 冊

第三十七條 町會ニハ町籍簿ヲ備付ケ區域内會員ニ付漏レナク調査整理スルモノトス

第三十八條 町會ニハ左ノ簿冊ヲ整備スヘシ

一 役員名簿

二 財産臺帳

三 金錢出納簿

四 會費收納臺帳

五 受託金受拂簿

六 其ノ他必要ナル帳簿

第二章 町會聯合會

第三十九條 町會ニ關スル諸般ノ連絡調整ヲ圖ル爲小學校通學區域内ニアル町會ヲ以テ町會聯合會ヲ組織ス

前項ノ區域ニ依リ難キモノニ付テハ市長別ニ之ヲ定ム

第四十條 町會聯合會ハ小學校名ヲ冠シ大阪市何區何々町會聯合會ト稱ス

第四十一條 町會聯合會ノ事務所ハ會長ノ適當ト認ムル所ニ之ヲ置ク

第四十二條 町會聯合會ニ左ノ役員ヲ置ク

會 長 一 人

副 會 長 二人以内

監 事 二人以内

會計理事 一 人

理 事 若干人

役員ノ任期其ノ他ニ關シテハ第九條第二項乃至第四項ノ規定ヲ準用ス

第四十三條 會長ハ區域内町會長ノ意見ヲ徵シ區域内ノ者ニ付市長之ヲ委嘱ス

副會長、監事及會計理事ハ區域内町會長ノ互選シタル者ニ付市長之ヲ委嘱ス

理事ハ區域内町會長ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

第四十四條 會長ハ町會聯合會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

會長ハ必要ノ都度役員會ヲ開キ其ノ座長トナル

副會長ニ關シテハ第十一條第三項、監事ニ關シテハ同條第四項、會計理事ニ關シテハ同條第五項ノ規定ヲ準用ス

理事ハ役員會ノ審議ニ參畫シ會務ノ執行ニ當ル

會長、副會長、監事及會計理事ハ彼此其ノ職ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第四十五條 會長ハ區域内諸般ノ連絡調整ニ關シ必要ナル事項ヲ協議スル爲聯合常會ヲ開キ其ノ座長トナル

聯合常會ハ町會聯合會役員及區域内市長ノ指定スル團體代表者ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十六條 町會聯合會ノ經費ハ町會分擔金、助成金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第四十七條 前條ノ分擔金ハ區域内各町會ノ負擔トシ其ノ分擔額ハ役員會ノ審議ヲ經テ之ヲ定ム

第四十八條 第十二條、第十四條乃至第十六條、第二十五條、第二十七條乃至第二十九條、第三十二條乃至第三十六條、

第三十八條ノ規定ハ町會聯合會ニ之ヲ準用ス

第三章 區 常 會

第四十九條 區ニ區常會ヲ置ク

第五十條 區常會ハ區及區内各種團體相互間ノ連絡調整ヲ圖リ以テ區内行政ノ綜合的運營ニ資スル爲必要ナル事項ヲ協議

スルヲ目的トス

第五十一條 區常會ノ名稱ハ區名ヲ冠シ大阪市何々區常會ト稱ス

第五十二條 區常會ハ區長ヲ中心トシ市長ノ命シ又ハ委嘱シタル左ノ者ヲ以テ組織ス

一 區内ノ町會聯合會長

二 區内ノ各種團體代表者

三 區選出市會議員

四 關係官公吏

五 其ノ他市長ノ適當ト認ムル者

第五十三條 區長ハ毎月區常會ヲ開キ其ノ座長トナル

區常會ノ狀況ハ其ノ都度市長ニ報告スルモノトス

第四章 監督

第五十四條 町會及町會聯合會ノ事業及會計ニ付テハ市長ノ監督ヲ受クルモノトス

第五十五條 市長ハ臨時吏員ヲシテ町會及町會聯合會ノ會務及會計ヲ檢査セシムルコトアルヘシ

第五十六條 市長ハ町會及町會聯合會ノ事業其ノ他ニ付報告ヲ求ムルコトアルヘシ

第五十七條 町會及町會聯合會ニ關スル報告、届出等ニ關シテハ當該區長ヲ經由スヘシ

附 則

第五十八條 本規程施行ノ際現ニ存スル町會及町會聯合會ハ別段ノ定ナキ限り本規程ニ依リ設立サレタルモノト看做ス

第五十九條 本規程施行ノ際ニ於ケル町會役員ハ従前ノ町會ノ組長又ハ之ニ相當スル者（組織ヲ有セサル町會ニ於テハ

家庭防空組會長）ノ意見ヲ徵シ會長ハ市長、副會長、監事及會計幹事ハ區長之ヲ委嘱ス

第六十條 町會及町會聯合會ハ本規程施行後遲滞ナク財産目錄、豫算書等ヲ添ヘ市長ニ届出ツヘシ

第六十一條 本規程ニ定ムル豫算書、簿冊等ノ様式其ノ他必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

「隣組と常會」

今や我國都鄙を通じ澎湃として捲き起されつゝある常會、國民自らの中から盛上る力であり、時代の沸る熱である常會について以下述べることにする。

常會とは月例會の謂ひである。即ち隣組内の住民が和衷協同して國民生活の充實向上を圖り、大政翼賛の實を擧げる爲、定例的に行ふ會合であり、その目的は隣保相互間に親睦融和を増進することにある。この親睦融和の感情こそは「公民」たるの自覺に魂を入れるものであり、國民相互間の貧富、地位、身分の牆壁を除き、國家、國民を一體化する鞏固なる媒劑である。この親睦融和の溫床の上に開かれる常會においては次の様な目的の達成が期せられる。

○ 日本精神の昂揚具現

○ 公私生活の刷新、向上

○ 知徳増進と情操陶冶

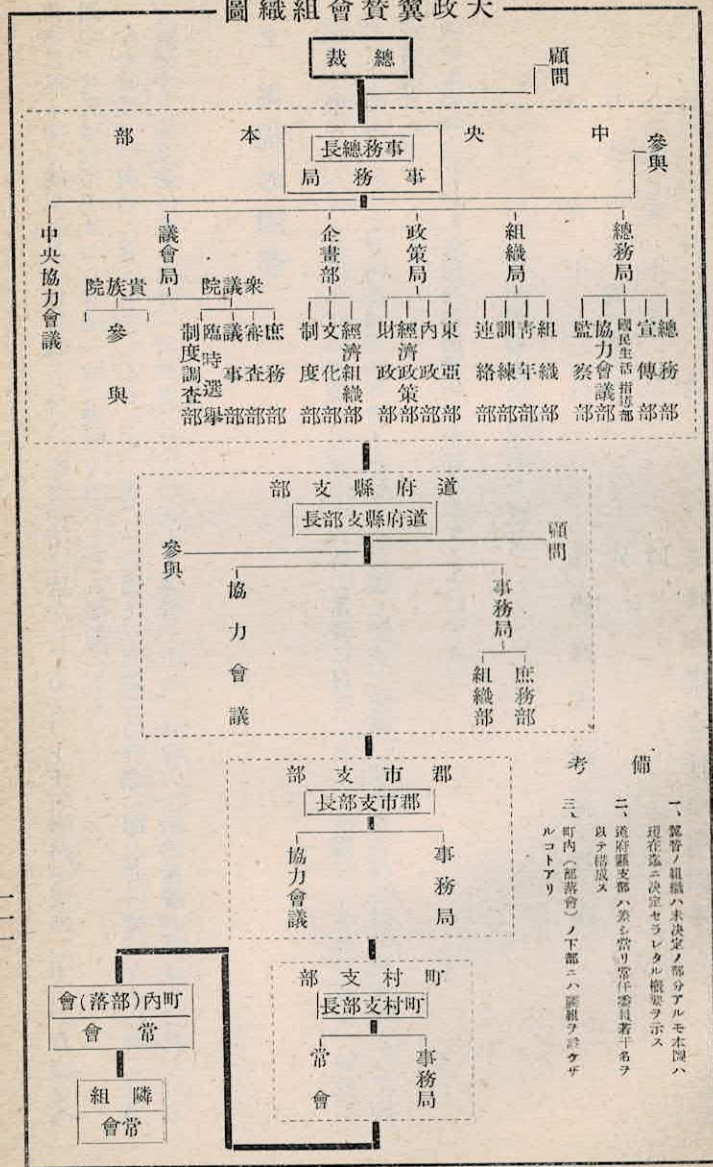
○ 上意下達と下意上達

○ 産業經濟の振興、改革

○ 各種機關及び團體活動の統合調整

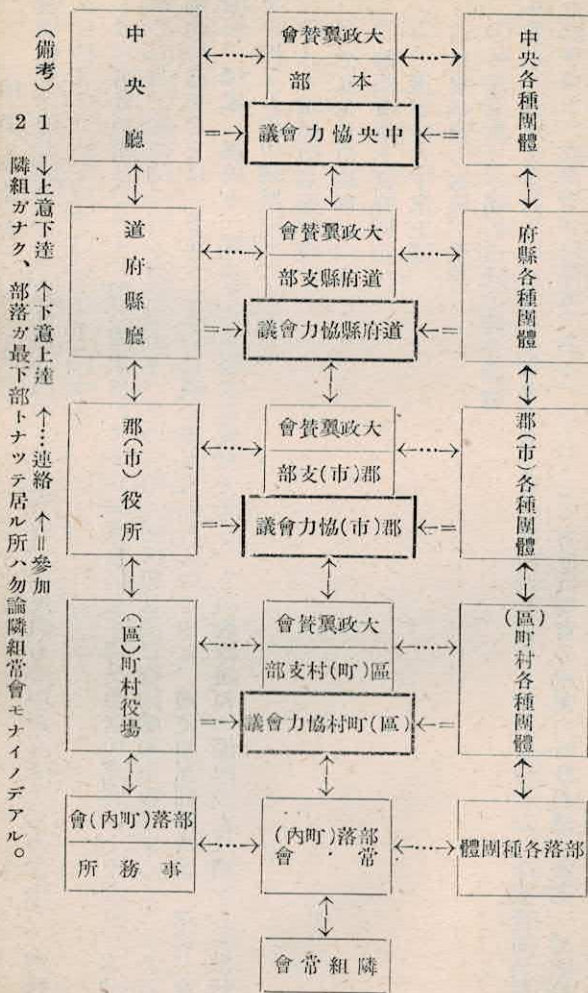
常會を適正に運営する爲には、上下を貫き左右を結ぶ機構が整備せられねばならぬ。今次新體制組織における主要事項は大政翼賛會の結成である。そしてこの大政翼賛會の兩翼に行政組織と産業、經濟等の諸團體組織がある。今これを圖示すると次の如くである。

圖組織會贊翼政大



備考
一、警察ノ組織ハ未決定ノ部分アルモ本圖ハ現在迄ニ決定セラレタル概要ヲ示ス
二、道府縣支部分局ハ各々當リ當リ委員若干名ヲ以テ構成ス
三、町内(部落會)ノ下部ニハ隣組ヲ設ケザルコトアリ

新體制組織圖



(備考)
1 ↓上意下達 ↑下意上達
2 隣組ガナク、部落ガ最下部トナツテ居ル所ハ勿論隣組當會モナイノデアル。

前表に見る如く隣組は最末端組織として、町會の下に置かれてゐて、上下の脈絡を保持し相互の意志を疎通し、我國傳統の美風たる舉國一致の態勢を執らしむる要道である。

今や新體制の組織も着々進捗してゐるが、眞に一億國民が新體制の理念に即し其の職域々々に於て臣道を實踐するの要諦は實に常會への参加及び之が正しき運営である。常會の全面的運営の機は正に熟してゐる。

2 其他の團體

戦時下數年にして、多種多様の團體が創設せられ其の運営に目まぐるしい活躍がなされてゐる。區役所に於ても昭和十五年七月總動員係の町會と團體とを分離し防空、防護に關する各種團體の總元締として陣容が整備された。

次に區役所に於ける各種公益團體の所管係を示すことにする。

各種團體事務所屬係一覽表

日本赤十字社	庶務課庶務係庶務
日本海員救濟會	同
大阪都市協會	同
教育會	庶務課庶務係學事選舉

女教員會	同
學校醫會	同
學校齒科醫會	同
青年學校共同研究會	同
教化委員會	同
選舉肅正委員會	同
學校衛生婦會	同
在郷軍人會	總動員課兵事係兵事
警防團	總動員課總動員係團體
青年團	同
愛國婦人會	總動員課總動員係町會
國防婦人會	同
紀元節奉祝大會	同
方面委員會	總動員課總動員係厚生
大阪司法保護委員會	同
少年教護委員會	同
少年保護委員會	同
衛生組合	同

銑 後 奉 公 會 總動員課兵事係軍事援護
 商業奉仕委員會 同
 大日本傷痍軍人會大阪府支部大正區分會 同
 大阪市大正區軍事援護相談所 同

3 團體の整理

現下の諸團體の狀況に付て企畫院調査官鈴木嘉一氏は「隣組と常會」に次の如く記述してゐる。

團體の重複、濫立は我國時弊の一つである。大部分の團體の對象は窮極する所一般國民である。いかに名藥と雖も同一人に數種の藥を飲まされてはたまらない。いかに名論卓説や國策的運動と雖もかう雜然と押しかけられては食傷せざるを得ぬ。

各種各様の諸團體が皆我れこそはと押しかけ、攻め寄せて來る。悲鳴を擧げて逃げたくとも法令に基くものに對しては従はざるを得ぬ。かうした團體の混迷から逃れ、これを整理する意味からも新體制に基く國民組織や「常會」の運営は大きな意義を持つのである。

婦人團體の中でも一般婦人を對象とする愛國婦人會、國防婦人會及び聯合婦人會の三者の對立は世上、心ある人々の輦轡を買つてゐるが、殊に地方農村等においてはこの三者の重疊の爲にいかん苦しめられてゐるかは茲に詳説する迄もない事である。かくの如きは結局三様の行事や會費を同一人で擔任する事となり、會合の數も多くなり、多忙な勞働婦人には大きな負擔である。どうしてもこゝに徹底的な統合整理法を考へねばならない。思ふに婦人は飽く迄も家庭内を處理するのが建前でなくてはならぬ。然るに各婦人

團體の活動に伴ひ、幹部は固より一般會員に至る迄、家を外にして出歩くこと多く、爲に常に家事、育兒等にも支障を生ずるのみならず、感情の疎隔迄來す様な事は斷じて日本婦人の執るべき道ではない。而して一般婦人としては家事、育兒、保健等の家庭取締、銑後々援、廢品回收等の社會奉仕、防空、消火等の諸訓練にも出場せねばならぬが、これらもその家庭を離れぬ事を主眼として實行せられねばならぬ。

これがためには婦人はその居住地の町會、隣組等の中に在つて進んでその常會にも參加し、國家が婦人（主婦）に對する要望を十分に諒解して實行に移すべきである。

前述婦人會と同様の趣旨で日本國民全部をその儘の位置において結成しようとする團體は特殊の組織や名稱を用ひず、隣組の全員が加入する事とし、その上層指導部において、例へば貯金にあつては大政翼賛會總務局の國民生活部が、或は企畫局經濟部においてこれを指導する様にするのが新體制の理念に合致するものである。銑後々援會や國民貯蓄の如きも全國民何人も否むべきものではない。宜しく隣組全戸これに加入し、その金も個人毎の取扱ひにせず、隣組として取扱ふがよい。現在の銑後々援や貯金の係員も、或は本部、支部の關係部局に入り、又は其方面の指導員として活動するがよい。

又其他青年團、女子青年團、少年團等が統合せられて大日本青年團となり、その他教化、産業、經濟、文化等特定人を對象とした團體も逐次統合、整理の機運にあるのは誠に結構である。

これ等團體の主務官廳はこの際、管下團體の實情を検討して必要なる改正を加へ、それ／＼合同又は解消を勧めると共に統轄官廳（又は大政翼賛會組織局）は全般的監察の下、各廳に對し所要の指示を與ふべきである。實業諸團體も亦體制整理を實行せんとするが、希くば其形態や系統の變化のみに止らずこれを形成する人々の精神も克く新體制の理念に合一し、從來やゝもすれば利益本位に走らんとした傾向を

一掃して、名實共に公益優先の體制を整ふべきである。

附 記

- 一、官公署所在地及電話番號
- 二、願 届 書 期 間 一 覽

官公署所在地及電話番號

東區大手前之町	大阪府廳	自六〇〇至六〇五
大正區大正通六丁目	泉尾警察署	自六〇五至六〇八
港區九條南通一丁目	九條警察署	自六〇八至六〇九
同 高尾町一丁目	市岡警察署	自六〇九至六一〇
同 三條通一丁目	築港警察署	自六一〇至六一一
西區川口町	川口警察署	自六一一至六一二
港區北海岸通	大阪港水上警察署	自六一二至六一三
西區南堀江三番丁	木津川水上警察署	自六一三至六一四
此花區安治川上通二	安治川水上警察署	自六一四至六一五
大正區小林町	大正消防署	自六一五至六一六
大正區大正通六丁目	大正消防署泉尾出張所	自六一六至六一七
同 鶴町三丁目	大正消防署鶴町出張所	自六一七至六一八
西區江ノ子島東ノ町	西區消防署	自六一八至六一九
港區夕風町二丁目	港區消防署	自六一九至一二〇

大阪城內	中部防衛司令部	東八四〇至八四一
大阪城內	大阪師團司令部	東四・八
東區大手前之町	大阪聯隊區司令部	東五・八
同	帝國在鄉軍人會大阪支部	東五・八
東區大川町	大阪海軍監督事務所	北濱五〇二
東區大川町	大阪地方海軍人事務所	北濱五〇二
港區天保町	築港憲兵分隊	北濱五〇二
北區若松町網笠町 眞砂町合併地	大阪控訴院	北濱五〇二
同	大阪控訴院檢察局	北濱五〇二
同	大阪地方裁判所	北濱五〇二
同	大阪地方裁判所檢察局	北濱五〇二
同	大阪區裁判所	北濱五〇二
同	大阪區裁判所檢察局	北濱五〇二
同	大阪區裁判所	北濱五〇二
港區巖町一丁目	大阪區裁判所市岡出張所	北濱五〇二
北區中之島町四丁目	大阪稅務監督局	北濱五〇二
同	北區稅務署	北濱五〇二
東區內本町二丁目	東區稅務署	東五・八
西區江ノ子島東之町	西區稅務署	西五・八
港區東田中町七丁目	港區稅務署	港五・八

南區高津七番町	南	稅務署	戎 七
東成區東小橋北之町	玉	造稅務署	南 三八〇
東淀川區中津本通一	淀	川稅務署	豐崎 天
住吉區北島一丁目	住	吉稅務署	戎 五
西成區旭北通八丁目	浪	速稅務署	櫻 二〇〇
北區中之島六丁目	大	阪遞信局	土 九〇〇
北區中之島六丁目	大	阪地方海員審判所	土 二〇〇
北區中之島二丁目	大	阪中央郵便局	北濱 八〇〇
同 堂島濱通二丁目	大	阪中央電信局	福 三
同	大	阪中央電話局	福 三
大正區大正通十丁目	同	泉尾分局	泉 二
大正區千鳥町	大	正郵便局	泉 四〇〇
同 鶴町一丁目	大	正鶴町郵便局	泉 四〇〇
同 南泉尾町三丁目	大	正泉尾郵便局	泉 三三
同 大正通五丁目	大	大三軒家郵便局	泉 三六
同 二丁目	大	阪大正通郵便局	泉 三六
同 泉尾北村町二	大	正北恩加島郵便局	泉 三三
同 南恩加島町	大	正南恩加島郵便局	泉 三六
同 鶴町四丁目	大	正鶴町四郵便局	泉 六三

同 泉尾中通一丁目	大	正北泉尾郵便局	泉 三六
大正船町四	大	正船町郵便局	泉 四〇〇
北區中之島一丁目	大	阪市役所	北至 五五〇
同 會根崎上一丁目	北	區役所	北至 五五〇
此花區朝日橋通三	此	花區役所	此至 三六
東區本町一丁目	東	區役所	本至 一八
西區西長堀北通四	西	區役所	新自 五五
港區市岡元町四丁目	港	區役所	西自 三〇〇
大正區泉尾上通三	大	正區役所	泉自 八三
天王寺區眞法院町	大	王寺區役所	天自 四三
南區竹屋町	南	區役所	南至 三三
浪速區新川三丁目	浪	速區役所	戎自 二〇〇

西淀川區海老江中二	西	淀川區役所	福自 三三
同 大和田町	同	出張所	福自 二九
東淀川區本庄中通三	東	淀川區役所	豐自 八三
同 國次町	同	出張所	北至 二〇〇
東成區大今里町	東	成區役所	南至 五五
旭區森小路町五丁目	旭	區役所	旭自 三〇
同 放出町	同	出張所	旭自 二〇
住吉區阪南町中二	住	吉區役所	天自 三三
同 千體町	同	第一出張所	天自 二〇
同 平野西脇町	同	第二出張所	天自 二〇
西成區千本通三丁目	西	成區役所	櫻自 四〇〇
北區中之島一丁目	大	阪市會事務局	北濱 一〇〇
東區京橋二丁目	大	阪市保健部	東 八七
天王寺區東上町	大	阪市保健部防疫事務所	天 六〇〇

北區南扇町	大	阪市水道部	北至 三三
大正區小林町	大	正區水道部	泉自 五八
同 大正通一丁目	大	正區水道部	泉自 五八
同 南恩加島町	同	小林抽水所	泉 四〇
同 小林町	同	小林葬儀所	泉 四二
同 泉尾上通四丁目	同	泉尾健康相談所	泉 五八
同 泉尾衛生組合事務所	同	泉尾診療所	泉 四八
同 三軒家町一丁目	同	三軒家育兒相談所	泉 五五
同 鶴町三丁目	同	鶴町育兒相談所	泉 四四
同 南泉尾町一丁目	同	社會部大正市民館	泉 七〇
同 泉尾竹ノ町三	同	大正市民館分館	泉 六四
同 泉尾濱通四丁目	同	泉尾託兒所	泉 四二
同 鶴町一丁目	同	鶴町第一託兒所	泉 四二
同 鶴町四丁目	同	鶴町第二託兒所	泉 四

港區九條南通一丁目 大阪市電氣局 西 三三〇
 大正區鶴町一丁目 電氣局鶴町運輸事務所 泉 五三〇
 同 泉尾北村町一 大阪市電氣局 三軒家變電所 泉 一五五
 同 南恩加島町 同 電氣局鶴町變電所 泉 五五
 同 泉尾上通四丁目 同 電氣局泉尾變電所 泉 三六
 大正區大正通四丁目 電氣局三軒家出張所 泉 八六
 同 泉尾北村町三 同 泉尾出張所 泉 六三
 同 鶴町一丁目 同 鶴町出張所 泉 二〇
 新 千歲町一丁目 大阪市土木部埋設課 泉 七六
 同 三軒家濱通四 同 土木部 泉 七六
 同 南恩加島町 同 土木部 泉 七六
 同 大正通六丁目 大阪府泉尾健康保險出張所 泉 至五八
 同 泉尾松ノ町二 大阪帝國大學醫學部 泉 三三
 同 船町 農林省大阪米穀事務所 泉 三三
 同 大阪飛行場内 大阪管區氣象臺 泉 三三〇〇

大正區船町

日本航空輸送株式會社 大阪支所 泉 三三〇〇

三三〇〇

諸稅納期一覽

(納期限ハ各納期月ノ末日限)

稅目	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年
地租 (田租ヲ除ク)					一期	二期	三期	四期	五期	六期
田業稅					一期	二期	三期	四期	五期	六期
所得稅 (分類・綜合)					一期	二期	三期	四期	五期	六期
個人臨時利得稅					一期	二期	三期	四期	五期	六期
地租附加稅					一期	二期	三期	四期	五期	六期
營業稅附加稅					一期	二期	三期	四期	五期	六期
家屋稅及同附加稅					一期	二期	三期	四期	五期	六期
船舶稅及同附加稅					一期	二期	三期	四期	五期	六期
自動車稅及同附加稅					一期	二期	三期	四期	五期	六期
電柱稅及同附加稅					一期	二期	三期	四期	五期	六期
不動產取得稅及同附加稅					一期	二期	三期	四期	五期	六期
狩獵者稅及同附加稅					一期	二期	三期	四期	五期	六期
藝妓稅及同附加稅					一期	二期	三期	四期	五期	六期
市民稅					一期	二期	三期	四期	五期	六期
自轉車稅					一期	二期	三期	四期	五期	六期
金庫稅					一期	二期	三期	四期	五期	六期

特別徵收 (特別徵收義務者ノ拂込期限 毎月十日限)

大軌道	手發行稅	月稅	全期
商品切	手發行稅	月稅	一期
商	手發行稅	月稅	二期

戶籍願屆書期間

種別	屆出期間	期間	始期
出生	十四日以内	出生ノ日	
後見人開始	十日以内	後見人就職ノ日	
後見人更迭	十日以内	後任後見人就職ノ日	
後見人終了	十日以内	終了ノ翌日	
死亡	七日以内	死亡ノ事實ヲ知リタル日	
家督相續	一ヶ月以内	相續ノ事實ヲ知リタル日	
保佐人開始	十日以内	保佐人就職ノ日	
保佐人更迭	十日以内	後見者就職ノ日	
保佐人終了	十日以内	終了ノ日	
遺言ニ依ル認知	十日以内	遺言執行者就職ノ日	

離籍ニ因ル一家創立	十日以内	事實ヲ知リタル日
絶家ノ家族一家創立	十日以内	同
歸化喪失	一ヶ月以内	許可ノ日
國籍回復	十日以内	事實ヲ知リタル日
國籍變更	十日以内	許可ノ日
氏名變更	十日以内	同
製籍	十日以内	辭令書ノ交付ヲ受ケタル日
就籍	十日以内	許可ノ日
確定判決ニ因ル就籍	十日以内	裁判確定ノ日
戸籍訂正申請	一ヶ月以内	許可ノ日

寄留

寄留	十四日以内	住所又ハ居所トシテ定メタル日
同一區内ニテ寄留所ノ變更シタルトキ	十日以内	變更シタル日
原籍地復歸	十日以内	復歸シタル日
寄留届出事項變更	十日以内	變更シタル日
寄留者退去	十日以内	退去ノ日

地代、家賃

地代家賃統制令ニ依ル
地代、家賃 届

十四日 内

地代又ハ家賃アルニ至リタルトキ

配給

特別需要券交付申請
マツチ購入 届

毎月十日迄

税務

納税管理人選定届	七日以内	大阪府知事	事實發生ノ日ヨリ
船舶	同	同	同
自動車	同	同	同
電柱	同	同	同
不動産取得	同	同	同
狩獵者	同	同	同
藝妓(酌人)開業届	同	同	同
自轉車ニ關スル申告	五日以内	所轄區長	事實發生ノ日ヨリ
犬ニ關スル申告	同	同	同
金庫ニ關スル申告	同	同	同

兵事

徵募の部

種別	届出期日	宛名
徵兵 適齡 届	前年十一月 中	區 長
在外國在學徵集延期届	四月十五日迄	聯隊區徵兵官
在外國在學徵集事故止届	十四日 以内	右 同
轉校 届	十四日 以内	右 同
寄留地徵兵身體検査受檢通常願	一 月 中	區 長
在留地 検査 願	三月三十一日迄	在留地徵兵官
船員身體検査 届	本籍徵兵検査期日前迄	區 長
徵兵検査不參 届	徵兵検査前日迄	區 長
徵兵検査不參事故止 届	十四日 以内	區 長
在外部隊服役願	徵兵検査前日迄	聯隊區司令官
	徵兵検査受檢後八月十五日迄	右 同

徵兵適齡未滿現役願	徵兵檢查前日迄	右同
兵籍編入願	十四日以内	區長
海軍志願兵志願	自十二月上旬至二月下旬	知事

召集の部

召集通報人届	其ノ都度	區長
外國旅行(在留)届	出發前	聯隊區司令官將校ハ陸軍大臣
旅行	右同	右同
外國旅行中止届	十四日以内	右同
外國旅行復歸届	十四日以内	右同
在留	十四日以内	在留地ヲ管轄スル兵事部長
在郷軍人所在不明届	十四日以内	區長
在郷軍人所在分明届	分明直後	區長
家事故障ノ爲召集免除願	其ノ都度	召集部隊長
何々ノ爲到着遅延届	到着遅延判明ノ直後	聯隊區司令官
到着遅延届	應召ノ爲出發後ナルトキ	召集部隊長
犯罪(所在不明)ノ爲不應召届	判明直後	聯隊區司令官
到着遅延事故止届	事故止タル直後	區長
寄留地演習召集應召願	前年十一月三十日迄	聯隊區司令官

演習召集應召寄留地變更届	其ノ都度	右同
寄留地演習召集應召許可取消願	本籍地ノ演習召集ニ應ジ得ル限	寄留地聯隊區司令官
演習召集延期願	可成速ニ	聯隊區司令官
演習召集免除願	就職後十四日以内	右同
船員就職(雇入)届	就職又ハ雇入ヨリ十四日以内	右同
青年學校又ハ同等以上課程修得届	四月三十日迄	右同
醫師法一ノ一各號該當者届	十四日以内	右同
藥劑師獸醫師免許證自動車運転免許證下附届	十四日以内	右同
兵役免除願	其ノ都度	右同
退役除願	同	陸軍大臣
寄留地簡閱點呼參會願	三月三十一日	聯隊區司令官
馬匹買受賣却届	其ノ都度	區長

(備考) 區長以外ノ届書ハ二通ノコト

附錄

名譽職員錄